

| 令和3年第5回江北町議会（定例会）会議録 | | | | | | |
|--|------------|--|-----|------------|-----------|-------------|
| 招 集 年 月 日 | 令和3年9月8日 | | | | | |
| 招 集 場 所 | 江 北 町 議 場 | | | | | |
| 開 散 会 日 時 及 び 宣 言 | 開 議 散 会 | 令 和 3 年 9 月 9 日 午 前 9 時 00 分 令 和 3 年 9 月 9 日 午 後 4 時 05 分 | | | | 議 長 西 原 好 文 |
| 応（不応）招議 員及び出席並び に欠席議員 | 議 席 番 号 | 氏 名 | 出 欠 | 議 席 番 号 | 氏 名 | 出 欠 |
| 出席 10名 欠席 0名 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 ▲ 公務出張 | 1 | 石 津 圭 太 | ○ | 6 | 三 苫 紀 美 子 | ○ |
| | 2 | 江 頭 義 彦 | ○ | 7 | 池 田 和 幸 | ○ |
| | 3 | 金 丸 祐 樹 | ○ | 8 | 吉 岡 隆 幸 | ○ |
| | 4 | 井 上 敏 文 | ○ | 9 | 瀧 上 正 昭 | ○ |
| | 5 | 坂 井 正 隆 | ○ | 10 | 西 原 好 文 | ○ |
| 会議録署名議員 | 2 番 | 江 頭 義 彦 | 3 番 | 金 丸 祐 樹 | 4 番 | 井 上 敏 文 |
| 地 方 自 治 法 第121条により 説明のため出席 した者の職氏名 | 町 長 | 山 田 恭 輔 | ○ | 地域振興課長 | 本 村 健 一 郎 | ○ |
| | 副 町 長 | 山 中 秀 夫 | ○ | 基盤整備課長 | 武 富 元 | ○ |
| | 教 育 長 | 吉 田 功 | ○ | 会 計 室 長 | 一ノ瀬 和 義 | ○ |
| | 総務政策課長 | 山 中 博 代 | ○ | こども教育課長 | 山 崎 久 年 | ○ |
| | 町民生活課長 | 吉 原 和 彦 | ○ | 幼児教育センター所長 | 西 村 真 由 美 | ○ |
| | 健康福祉課長 | 坂 元 弘 睦 | ○ | | | |
| 職務のため議場に出席 した者の職氏名 | 議会事務局長 | 武 富 和 隆 | | | | |
| | 書 記 | 百 武 久 美 子 | | | | |
| 議 事 日 程 | 別紙のとおり | | | | | |
| 会議に付した事件 | 別紙のとおり | | | | | |
| 会 議 の 経 過 | 別紙のとおり | | | | | |

議事日程表

▽令和3年9月9日

日程第1 一般質問

一 般 質 問 （ 令 和 3 年 9 月 定 例 会 ）

| 氏 名 | 件 名 （ 要 旨 ） |
|-----------|--|
| 江 頭 義 彦 | 1. エキ・キタの賑わい創出のためにも、駅南地区の環境整備も進めてほしい 2. 江北町独自の給付型支援制度の創設を |
| 井 上 敏 文 | 1. 駅南地区、宅地開発に伴う道路等の計画について 2. 大雨時の下水道汚水処理について |
| 坂 井 正 隆 | 1. 再度問う 菖蒲谷溜池への土砂流入について 2. 8月豪雨による家屋の浸水対策について |
| 三 苦 紀 美 子 | 1. 空き家問題 2. 議会質問に対する回答の取扱いについて 3. 町民の声なぜ届かない |
| 池 田 和 幸 | 1. 豪雨災害に対する検証とこれからの対策について 2. これからの新型コロナウイルス感染対策 |
| 澁 上 正 昭 | 1. 消防団員の準中型免許等取得に係る公費負担について |

午前9時 開議

○西原好文議長

ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和3年第5回江北町議会定例会会期2日目は成立しましたので、直ちに本日の会議を開きます。

会期日程により、本日は一般質問となっております。

日程第1 一般質問

○西原好文議長

日程第1. 一般質問となっておりますので、配付しております質問表の順序に従い発言を許可いたします。

2番江頭義彦君の発言を許可いたします。御登壇願います。

○江頭義彦議員

2番江頭義彦でございます。ただいまより一般質問をさせていただきます。

いよいよ駅北のほうの開発ということで計画が進んでおります。ふれあい通路を通じて駅の南北の往来も増えていくことだと思います。そこで、第1問目は、北と南をつないで相乗効果があるような町のにぎわいをということで、北からのふれあい通路、それから今、軌道に乗っていますみんなの公園、あそこまでつながった観光といいますか、他町にない、そういう駅を通したにぎわいが生まれるのではないかと思います。第1問目は、駅南にありますみんなの公園までの駅からのたくさんの人が行き交うということになった場合の安全性とといいますか、駅北が開発されて、それからというわけにはいかないと思います。それぞれ計画もできているかと思いますが、その辺りを1問目については聞かせていただきたいと思っております。

では、1問目の1に入りますけれども、南口、北口の開発に伴いまして、南口にも今現在ありませんけど、トイレとか手洗い場の環境というのを考えたらどうかというふうに思っています。今現在、こういうコロナ禍でありますので、特にそういう手洗い場とかトイレは必要ではないかと思っております。

2問目については、派出所前を通過して駅北のほうからみんなの公園までの経路をずっと歩行者が歩く、またはみんなの公園から駅のほうに戻られるとか、そういう通行を考えた場合に、大きな交差点が派出所前でございますので、あの付近の安全面ということで2問目は聞かせていただきたいと思っております。計画がどのように安全を第一に考えてあるかということで。

3問目につきましては、みんなの公園までの歩道、駅で降りられた方が、当然、駅北のほうにも寄られると思っておりますけど、南のほうにも通られていくと思っておりますので、その通路あたりの整備をと考えております。

では、1問、2問、3問一緒でございますので、お願いをしたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。武富基盤整備課長。

○基盤整備課長（武富 元）

皆さんおはようございます。今回、江頭議員からは、駅北、南口も含めた開発について、3問の御質問をいただきました。

まず1点目が、南口にもトイレ、もしくは手洗い場を設置した環境づくりをということでございます。

現在、駅北口については、来年秋の西九州新幹線の暫定開業に合わせてコンテナショップやトイレの改修を含め、整備を行うこととしております。まずは北口の整備を進め、町民のニーズや人の流れを見ながら、今後、南口に整備が必要かどうか見極めたいと考えておるところです。

2点目の派出所前の交差点に音付信号機やガードパイプ等の設置をということでございます。音付信号機については、付近に福祉施設や公共施設等があり、視覚障害者の利用頻度が比較的高い場所が設置の条件となっておるところです。町内では唯一役場前に設置をされております。既存の信号機を音響式信号機へ改良するには、それなりの費用がかかり、要望すれば必ず実現できるというわけではないようでございます。まずは県警と協議し、要望に向けての設置条件等の整理をしていきたいと考えております。

また、交差点のガードパイプの設置につきましては、国もメンバーである江北町通学路安全推進会議の中で協議していくか、直接国へ要望していくか、いずれかの方法によるかと思っております。過去に事故が多発している区間や、走行速度が高く、歩行者の危険度が高い区間など、設置基準を満たす必要があることから、今後、国と一緒に検証作業を進めていきたいと思っております。

3点目、駅からみんなの公園までの道をバリアフリー化をということであります。

町道肥前山口駅南線については、歩行者と車両の相互の安全性を高めるために歩道の高さを15センチとしたマウンドアップ形式の歩道となっております。しかし、最近では、高齢者、身体障害者などの移動のしやすさ、つまりバリアフリーの観点から歩道の高さが比較的低いセミフラット形式といいますけれども、そのような歩道が主流となっており、段差の緩和と十分な平坦性を確保した構造となっております。

当該路線の現場を改めて検証しましたところ、当時の考えであれば問題ない構造であることが分かりましたが、バリアフリーの視点で考えますと、段差、傾斜、勾配が少し気になるところもありました。これらを改善することは、結果として、高齢者や子供、体の不自由な

方、車椅子など、全ての利用者にとって使いやすい道路となるため、非常に重要な取組であることは認識しておるところでございます。しかし、現況は景観を重視してインターロッキングブロックで整備されておりますので、歩道をセミフラット化するとすると、恐らく区間全体を改修する必要が出てくるため、今後、利用者の状況を見ながら事業化すべきかどうかの検討を進めていきたいと考えております。

以上です。

○西原好文議長

江頭君。

○江頭義彦議員

ありがとうございました。

(パワーポイントを使用) 今、答弁していただきましたけれども、ちょっと画面のほうに、今回、開発される駅北から歩行者の流れを、あくまでも想定でございますけれども、駅の南口に降りてきて食事とかされた後、南口で降りてこられたら、今度は派出所の大きな交差点を通られると思います。駅から来られる方はほとんど歩行だと思いますけど、そして、今、江北町の顔になっていきますけど、みんなの公園に、やはりたくさんの方が足を運んでいただきたいわけです。そして、みんなの公園でのひとときを過ごされたら、今既にありますが、国道34号の商店が派出所と斜め向かい側に二、三店舗ございます。あそこにも寄っていただくかなと。そして、交差点を通過して、次の商店は駅南口の、今、南口を出られたらテナントがあって、三、四件ほどケーキ屋さんがあったりとか飲食店もございます。あそこにも足を運んでいただくのかなと。

やはり全体としては、そういう流れで駅北のみを一生懸命取り組まれるのは初めてな計画ですのでと思いますが、ずれずれにといいますか、そこが終わって次、そこが終わって次ということよりも、やはり5年、10年のスパンで見て、開発のほうを、そこに整備区間として、例えば、南口では歩道、それから手洗い場とか、南口のトイレとか、ちょっとトイレのほうに右のほうに文字が移動してはいますが、南口広場を意味しています。それから、例えば、JRを利用された方の、ちょうど階段の下辺りにスペースがありますので、ロッカーとか、そういったものもあればいいかなと、そういうのが非常に未来を見越した取組なのかなと思います。

それから、先ほど交差点ありましたけれども、現にガードパイプも事故防止のためありま

すけど、あそこ見た中では、ガードパイプの長さが少し短くて、やっぱり車の往来には、信号のところに立っていて、信号待ちをしていて非常に恐怖感を覚えます。特に佐賀方面から大町のほうに進む車、それから、大町のほうから来て佐賀方面に行き交う車が非常にスピードを出しています。あそこの信号のところに立っているだけでも危ないなど、いつ飛び込んでくるだろうかと。あそこを子供たちも通学するということになれば、そして、ましてや今度は駅北がオープンされて、みんなの公園と行き来が、やはり町民としては、あそこを通って行き来をしてほしいわけですので、そうなったときに、じゃ整備をとというのは間に合うのかなと考えておりますので、まず、発展といいますか、にぎわうことはもちろんですけども、やはり安全性というのを視点に入れてもらっての開発。駅北だけでいいのか、みんなの公園だけ単独でそれぞれいいのかというのを考えた場合に、やはりどちらも相乗効果が出るような、そういう江北町の発展を期待しておりますので、今の御答弁では、すぐということはお話はありませんでしたけど、様子を見てというような感じで私自身受け取れたんですけども、始まって行き来してからというのがなお難くなるのかなというふうに思っていますので、一刻も早くそちらの安全対策のほうを進めてもらいたいと思いますが、その辺どうでしょうか。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。武富基盤整備課長。

○基盤整備課長（武富 元）

再質問にお答えしたいと思います。

先ほども言いましたように、今は来年の暫定開業が迫っておりますので、そちらのほうを優先させていただきたいというのは、これまでも議会の議員例会の中でも言ってきたことだと思っております。南口につきましても、これからの需要が高くなれば、ニーズがあれば、やはりそれも検討していくという課題ではないかというふうに考えているところでございます。

以上です。

○西原好文議長

江頭君。

○江頭義彦議員

どうもありがとうございました。私も一町民として、魅力ある町、住みたい町、持続可能

などということで、幸い本町は人口も維持されております。これからの5年、10年を見据えて進むべきだろうというふうに思いますので、その中で、事故だけは決して起こらないような対策を取っていったほうがいいのではないかと心配しておりますので、今現在はその辺の様子を見てからといたしますか、そういうお話でございましたけれども、駅北がオープンすると同時に、状況的には派出所の交差点をイメージ的にはぞろぞろ歩いて渡られるというのを私自身、希望と併せてイメージしていたもので、私自身が子供の見守りとか安全点検等で、その辺りを特に注意しながら通っているからかも分かりませんが、そういったところが気になるところでございますので、どうか皆様方のいろんなお知恵を出していただいて、本来であれば歩道橋でも思っているんですけども、すぐ近くに歩道橋もありますので、難しいかなとは思いますが、そのくらいの気持ちで町の発展と持続性を兼ねて考えております。今後いろんな知恵を出していただいて、よろしくお願ひしたいと思ひます。

では、1問は終わります。

○西原好文議長

次、行ってください。江頭君。

○江頭義彦議員

では、2問目ですけど、江北町独自の給付型支援制度の創設をと題しまして、簡単に申しますと、奨学金の手だてを少し工夫していただけないかなと思ひて提案いたします。

(パワーポイントを使用)今、画面に出してありますのは、学費だけです。左は国立とか公立、幼稚園からデータを探してみました。幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学、全ての国公立の場合は、791万円というふうに平均値が出ておりました。右は最近では私立の中学校も出てきておりますので、全て私立の学校を選択した場合に、2,229万円というふうに、3倍ぐらい差があるようです。ここで本町の場合は、小・中学校までは江北中学校に通ったとして、一番最初に来る子供たちの分岐点というのは、公立白石高校とか佐農とか、または佐賀市内、武雄市内もありますけど、公立の高校に進むのか、右のほうですけど、私立の高等学校に進むか。一つの分岐点が私としては高校で始まるのかなと、最初申しましたように、中学校からというのはありますけれども、高校で。江北町独自の給付型支援制度をお願ひしたいというのは、ちょうど高校のところで見てもらいますと、全日制と、3倍までいきませんが、国立、私立というので差が出ています。ですから、高校で本町の奨学金のほうを対象としていただくことはできないかと。今まで高校、大学、両方とも採用されてありま

すけれども、本町のそういうデータを見まして、一つ提案でございます。

では、現在、町内の奨学生の状況など分かりましたら、まず教えていただきたいと思えます。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。山崎こども教育課長。

○こども教育課長（山崎久年）

おはようございます。江頭議員の質問でありますけれども、最近の育英資金の貸付状況ということでよろしかったかとは思いますが、私なりに平成23年度から令和2年度までの貸付状況を調べております。申請者数が10名、決定者が7名、そのうち高校生によっては、平成27年度に2名貸付けを行っているところであります。

以上です。

○西原好文議長

江頭君。

○江頭義彦議員

ありがとうございました。

私もこども教育課のほうからデータを頂いて、申請者と決定者ということで上げさせていただいています。まだ、あと平成25年、平成24年とかもあつたんですけれども、ちょっとあまり古い結果もと思ひまして、先ほど御報告があつたように平成26年から、平成27年が高校生が2名採用になっております。平成28年、平成29年が大学生がそれぞれ1名ずつということで、問題は、平成30年から令和2年、令和3年、申請者数が出ていないし、当然、決定者も出ていないということで、町の育英資金の在り方といいますか、それも今、考える時期に来ているのかなと思ひます。日本育英基金のほうを見ますと、まず、高校生、大学生あたり、大学生、半数以上の貸付けがあるんですね。やはり大学は先ほど示しましたように、学費等が上がりますので、当然かと思ひますが、ある意味で、私が今度提案させていただいたのは、中学校の義務教育までは皆さん御存じのように、あまり大きなお金はかからなくて、一つのまず最初に関門といいますか、それは高校あたりが来るのかな。さらに、大学まで進む場合には、やはり高校の3年間でいろんな学費の計画などは立てられるので、中学校まで本校も給食費の補助とか医療の補助とかいろいろされております。そういうありがたい補助を高校に入ったときに、ぷつと切れるといいますか、実際ここでも希望者が出ていないので、ど

うにかして町内の子供たちを救うといえますか、援助してやることはできないかなと思って、この質問をいたしたところでございます。

御意見を伺いたいと思いますが、先ほど言いましたように、実際、県のほうでも育英資金があっておりまして、高校生徒数が緑のグラフですけど、右に行くに従って約4,000人以上、かなり生徒数自体が非常に減っております。やはり子供たちが減少しているということです。それに対して、この県の育英資金の利用者というのは、平成26年、平成27年、平成28年、若干肩下がりになっていますが、平成18年度から見てみるとずっと上昇している。ですから、やはり育英資金のほうは利用者が多いということが全体的に見てとれるのかなと。ですから、本町で見たときに、ここ数年、やはり利用者がいないということに対して、何らかの対策を、そして、町の子供たちを育てるということを考えているところであります。

今、佐賀県全部を見ましたけれども、佐賀県を調べましたら、市のほうは6つの市があります。どこでもあると思っっている方がいらっしゃるかも分かりませんが、制度がない佐賀市、多久市、伊万里市、神崎市もございまして。やはり生徒数が多いところ、佐賀市なんか、それでないのかなと思います。制度があるというところに一番最初に江北町を上げさせてもらっています。江北町から一番右下の太良町まで8つの町があります。そこで、私が利用者が少なく、何らかの方法が取れないかと申し上げているのは、実は鳥栖市と鹿島市が高校生のみ採用でございまして。そして、給付といえますか、後継者育成ということで、太良町は制度としては給付制度がございました。この辺りも参考にできるかなと思って調べてみました。

江北町のほうは、今現在の制度が高校生で10万8千円、高専の方で15万6千円、大学、専修学校で36万円となっております。それで、この形式についても検討中とお伺いしておりますが、今現在の制度で、ちょっと私自身どうかと思ったのが、特徴のところ、申込期間が4月から5月20日までということと、それから金額として、金額の下の方に3か月ごとに振込と書いてあります。申込みをできれば3月から4月末ぐらいに、2月からでもいいと思いますけれども、期間を早めてもらう。実際、定期券を買ったりするのに使うということであれば、もう早速利用できるわけです。それから、金額についても、高校生について、電車の生徒ばかりじゃないと思いますけれども、もし通学の生徒が定期を買うならば、大体定期が1か月、3か月、6か月となっておりますので、6か月を買ったほうが、より効率といえますか、経済的なんですね。ですから、例えば、今現在、3か月ごとに振込となっていま

すので、その辺りの町の奨学金の考え方といたしますか、今後、変更の余地があるのか、その辺りをお願いしたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。山崎こども教育課長。

○こども教育課長（山崎久年）

江頭議員の御質問にお答えをいたします。

まず、申込期間が4月から5月ということで、早められないかということでもありますけれども、このことについては、所得判定を用いますので、どうしても6月の判定ということになりますので、直近の4月から5月というふうになっております。

それと、3か月ごとに振込ということでございます。この分については、条例の施行規則の中に、毎月、または四半期ごとにというふうに支払いを決めておりますので、御本人さんの申出があれば、なるだけ早めに支給ができるようにしたいと思っております。

それから、先日、育英資金の関係例で御説明をさせていただきました。今回、緊急応援募集を開始するというのを御説明させていただきました。この分については、新型コロナウイルス感染症の拡大、あるいは豪雨災害などの影響により、世帯収入が減少し、家計が急変した家庭への支援といたしまして、今回、育英資金の規則の一部改正、見直しを行いながら、緊急応援募集を実施したいというふうに考えております。

この分につきましては、見直しの1点目といたしましては、家計基準の見直し、緩和ということでございます。現在、申請者の世帯全員の所得等により判定を行っていましたが、今回、保護者、両親の所得等で判定を行うことといたしたところであります。それから、見直しの2点目につきましては、募集期間の変更であります。先ほど議員がおっしゃられたとおり、毎年度4月から5月末日までとしておりましたが、今回、緊急応援募集につきましては、当分の間、随時募集に変更したいと思っております。随時募集を行うことによって、学生支援を行いたいと思っております。

以上であります。

○西原好文議長

江頭君。

○江頭義彦議員

ありがとうございました。

では、最後になりますけど、金額はあのままでいいと思いますけど、先ほどから申しましたように、中学校から高校というのが一つの節目で、高校から大学というのは、金額は、必要経費は上がりますけれども、ある程度、準備が分かっているのかなと思います。特に、第1子の方からお金がどのくらい必要なのかというのが分かっていくとは思いますが、やはり子供さんが多いところとか、そういう方の支援といいますか、江北町の特徴としても、給食費と併せて、義務教育から高等学校に進学するという、その第一の段階を、ある意味、育てていただければなど。例えば、私が高校生に絞ってと言いましたのは、大学が3万6千円とかなっていますけれども、大学生の場合はアルバイトとかもできるわけですね。高校生であれば、なかなかそこまでは実際進学とかを考えるならできません。金額にしても、高校生と大学生、約3倍くらいありますので、一つの機会で行きとして、例えば、高校生を年に5人採用するとか、大学生1人で高校生3人は対応できるわけです。ですから、高校生を5人とか10人とか、高校生をひとつ手厚くしてもらうことはできないかなと思っているところです。

最後になりますけれども、貸付けということで今までもきていたわけですが、町内に将来的に住むという子供に対しては給付ということで、お金は返還無用といいますか、町内で生活する、そして今後、子供たちが大人になってまた生活していく中で、どこでも人口は減っておりますので、一つの対策として、卒業してからも町内に住むという子供たちには返還無用といいますか、給付という形で考えていただいたらどうかなというふうに思っています。

いろいろ長くなりましたけど、最終的に町のほうで、課のほうで取りまとめをされるかと思いますが、そういう考えもあるかと思いますが、その辺も一つの意見として取り入れていただければというふうに思っております。そして、住みたい県じゃないですけども、住みたい町といいますか、非常に災害等も少なく、今、いろんな政策面で他町からも注目も受けているというふうに思います。やはり思い切った政策を出していただいて、5年後、10年後、20年後と、町として残っていくといいますか、そういう政策をぜひしてもらいたいというふうに町民の一人として思っているところでございます。

では、質問については終わりますので、どうもありがとうございました。

○西原好文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

皆さんおはようございます。江頭議員の御質問には、基盤整備課長、それと、こども教育課長が答弁をいたしました。御存じのとおり、我が町ではこの4月から組織改編を行い、また人員体制も改め、さらに5月からは課長室ということで、庁内の連携、またはそれぞれの役職に応じた職務の明確化ということで取り組んでいるところであります。その体制になりまして、6月議会、9月議会ということで、今議会が2回目ということでありますけれども、こうした取組を通じて、昨年度までとはまた違って、議会に対しても臨みたいという思いもありまして、基本的には各課長がしっかりそれぞれの部門の長として答弁をするように、もちろん事前の考え方の共有であるとか整理をさせていただいて今議会も臨んでいるところであります。

そういう意味でいきますと、最初の基盤整備課長の答弁、また、次のこども教育課長の答弁は、もし私が答弁していても、同じ答弁をしたというぐらい事前にきちんと整理ができていたのかなというふうに思いますし、私ももともとぞしてくるものですから、何か言わんばいかなというような気持ちをぐっと抑えながら聞いておりましたが、1問目、2問目、いずれについても、やはり少し私自身は江頭議員と哲学を異にするところがあるなと思いましたものですから、そこについては、やはり私から申し上げた方がいいかなというふうに思いましたものですから、最後になりましたけれども、答弁をさせていただいているところであります。

1問目については、駅北口だけではなくて、言葉を借りますと、ずれずれじゃなくて、駅南口も一緒というのが江頭議員の御主張だったと思います。南口のトイレや手洗い場の設置、また、交差点の音つきの信号機やガードパイプのさらなる増設、そして、みんなの公園までのバリアフリーのレベルアップということで御質問いただいたと思います。個別に言えば、したほうがいいかどうかといえば、したほうがいいと思いますし、ぜひやりたいというふうに思いますけれども、当然、我々、町はいろんなそうしたニーズを整理しながら、優先順位をつけ、緊急度も見ながら、そして、順序立てて事業に取り組んでいるところであります。それは江頭議員にとってはずれずれという言葉かもしれませんが、私どもからすれば、優先順位をつけて順次というふうに御理解をぜひいただきたいと思いますし、さっき持続性ということを言われました。私も持続性については全く共有をします。ただ、持続性にもいろいろありまして、やはり町そのものの運営も持続的にできなければいけない。そう

いう中で、限られた予算や人員の中でおのずと順番はついてくると。そういう意味で、持続的に必要なものにしっかり取り組んでいくという意味での持続性ということが大事なのではないかというふうに思うものですから、あつたがいいなというものを全て一どきにといいほど資源がないものですから、そこは大変申し訳ないんですけども、優先順位をつけてやらせていただくことで、町の運営そのものの持続性を確保させていただきたいというふうに思っております。

2問目について、育英資金の見直しということでありましたけれども、今回の新型コロナウイルスの感染拡大、また、令和3年8月豪雨による家計急変者の御子弟の学びを止めないということで、これについては既に御説明をいたしたと思いますけれども、現在の貸付金の運営を弾力化しまして、常時募集、また家計基準の見直しを行ってきたところでありますし、これについては既に御説明をしたというふうに思います。

その上で、江頭議員としては、特に高校からということでありますけれども、御存じのとおり、今、国では高校無償化の取組もされております。そうしたいろんな周辺環境の変化であるとか、また、ニーズもやはり変わってきているんじゃないかなというふうに思います。そういう中で、現在の育英資金貸付制度の事業の在り方について、このままでいいのかという問題意識は共有をいたしますけれども、私はそれが給付型の方向に行くとか、高校に特化するということではないんだろうと。先ほど申し上げましたように、高校の無償化であるとか様々な学びのニーズの変化ということも私は思います。

御存じのとおり、江北町では、恐らく全国的にはまだ珍しいと思いますけれども、フリースクール等に通われる方の支援金というものを創設させていただいております。やはりそういうふうな周辺環境であるとか、ニーズを見た上でということになるんだろうと思いますけれども、残念ながら、江頭議員がおっしゃっているような一律給付型というふうなことにはなりません。もっと言うならば、先ほどおっしゃったのは、給付型ではなくて、貸付けしたものであるものの返還免除という制度は、それはあるのかもしれませんが。それは現在、多分、教育委員会のほうでも育英資金貸付制度の在り方そのものについては研究をしてもらっているというふうに思いますけれども、まずは今回の新型コロナ、また、大雨という直面する危機に対する学びを止めないということについては、緊急応援貸付けというものを今回、教育委員会のほうでは見直しをしてくれたところであります。

私ごとになりますけれども、先ほどは中学校はとおっしゃいましたけれども、中学校から

長崎のほうに行かせてもらいまして、寮生活をしておりました。ですので、私立なものですから、先ほどおっしゃったように、どうですかね、恐らく私が行かせてもらうことに対して、今だと多分月十数万円学費がかかっていたんじゃないかなというふうに思うんですけども、下に弟も妹もおるものですから、私が大学、弟も大学、一番下の妹は佐賀の公立高校に通っていたものですから、そのときは大変家計も厳しかったろうというふうに思います。それで、実は、もう亡くなりましたけど、うちの父も育英資金の申込みをしていました。していましたが、正直言うと、一度たりとも支給決定を受けたことがありません。でしたけれども、さりとて兄弟いずれも学びを止めることなく、最終的な学びを終えることができたのは大変ありがたかったなというふうに思いますけれども、私の学校も結構そういう意味では企業の社長とか多かたりするものですから、学期末には駐車場に外国車がいっぱい止まったりしているんですよ。そういう中で、うちのおやじは、カロラが悪いとは言っていないけれども、それに比べればカロラのディーゼル車で佐賀から来ているのは、少しどこか恥ずかしい思いもしたりもしていたんですけども、今思うと、やはりそれだけ教育を第一に考えてくれていたんだなというふうに思います。ですから、当然、その上で幸い学びを止めることにはなりませんでしたが、もちろん町民の皆さん方にもそうした家計の状況で学びを止めるということだけは避ける必要があるかなと思っております。そういう意味でも、繰り返しになりますけれども、やはりいろんなニーズ、また周辺の制度も含めて、しっかり見ていただいて、教育委員会のほうで必要があれば制度の見直しもしていただきたいというふうに思っているところであります。

以上でございます。

○西原好文議長

江頭君。

○江頭義彦議員

ありがとうございました。私のほうは終わります。

○西原好文議長

2番江頭義彦君の一般質問をこれで終わります。

しばらく休憩いたします。再開10時10分。

午前9時58分 休憩

午前10時17分 再開

○西原好文議長

再開いたします。

議員の皆様にお諮りいたします。機器トラブルが発生したため、一般質問者の順番変更を行い、井上議員に代わり、坂井議員の一般質問を先に行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

異議がないようですので、坂井議員、10時20分から一般質問をお願いします。

暫時休憩。再開10時20分。

午前10時17分 休憩

午前10時20分 再開

○西原好文議長

再開いたします。

5番坂井正隆君の発言を許可いたします。御登壇願います。

○坂井正隆議員

5番坂井でございます。幾分早くなりましたけど、坂井を早めに登壇させていただきましてありがとうございます。

それでは、皆さんおはようございます。一般質問を始める前に、今回、8月の豪雨で被災された町民の皆様、この場を借りて心からお見舞いを申し上げますとともに、24時間体制で取組をされ、町長をはじめ、消防団の方々、役場職員の皆様、誠に御苦労さまでした。本当にありがとうございました。

それでは、本題に入らせていただきます。

再度問う、菖蒲谷ため池への土砂流入について。

2年前、8月の佐賀豪雨による菖蒲谷ため池への土砂流入がありました。これを受けて、令和2年2月3日、県民環境部の担当者、町環境課、それに地元、上小田土木とで現地視察を行いました。その後、県は2月5日に産廃業者社長ほか1名、町担当者2名の方たちと現地立会をされ、県は次のように指導をされたと聞いております。

まず、処分場の土砂が下流のため池まで流れてきている。ため池は地元の農業用水として使用しておられると。地元は土砂汚濁水等の流入に不安がられております。この不安を払

拭するため、改善策を講じてもらいたい。また、ため池の水質検査も実施してもらいたいと指導をされております。

業者からは、地元とは仲よくやっていきたいと、ため池周辺に流出した土砂は早急に対応する、水質検査は定期的に行っているとのことであるが、今後、処分場からため池までの管理用の道路を整備するというので県のほうに説明があったそうなのですが、担当課として、県の指導をされた内容を具体的にお示ししたいと思っております。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。吉原町民生活課長。

○町民生活課長（吉原和彦）

皆さんおはようございます。坂井議員の御質問にお答えします。

今回御質問いただいている箇所は、上小田地区の菖蒲谷ため池上部にある産業廃棄物の最終処分場であります。

まず、当該最終処分場の概要について御報告させていただきます。

当該最終処分場は、平成6年9月に安定型最終処分場として県の許可を受け、同年12月に設置、平成9年10月からは破碎処理施設としても稼働しております。運営しておられる現経営者は3代目で、県による許可の最終更新は平成29年7月3日から令和4年7月2日までの5年間となっております。ここで処分されている廃棄物の種類は、瓦礫類並びに廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずで、年に60回程度搬入をされているところであります。

また、許可を出している県は2か月に1度、当該最終処分場の現地調査を行っており、管理も含め指導をされているところでございます。

さて、本格的な雨季に入った7月3日、静岡県熱海市で土石流が発生いたしました。発生した土石流の原因が最終処分場の盛土によるものとの報道を受け、本町にも最終処分場があることから、直ちに県循環型社会推進課へ状況の確認を行っております。その際、県からは現地調査の結果や産廃業者から提出された水質検査の報告書では何も異常がなかったことに加えて、土砂流出を防ぐための土留めも谷に5か所設置してあるとの報告を受けております。

以上でございます。

○西原好文議長

坂井君。

○坂井正隆議員

それでは、今の答弁、説明がございましたけれども、今、私たちが最も危惧していることは、先ほども御紹介がありましたけれども、令和3年7月3日に熱海で土砂災害がありました。このテレビを見て、この場所はそっくりだなというふう感じたところがございます。規模は非常に小さいんですが、地形的に似ているということで、私たちが2年前に初めて線状降水帯という言葉を目にしたわけです。今度も線状降水帯による雨で、下に菖蒲谷ため池がございますけれども、その菖蒲谷ため池に、ヒューム管も詰まって、道を越えて土砂が流入しているというふうな現状でございました。

地元の方も危惧されるのは、上のほうが非常に高く積まれております。この積まれておるものについては、クラッシャーランといいますか、ああいうふうなものにほかの異物が混ざったような処理された後の瓦礫でございます。水質検査はいろんな異物が流入をすることによって実施されているかと思いますが、私たちは土砂崩れというか、山が崩れて一気に下まで下ってくるというふうなことに對して、たまたま雨季ですから、ため池も満水に近い状態にあるという中にどさっと来れば、下にもため池がございます。このため池については、上小田のほとんどが受益地となっておるわけで、このため池に上の土砂が崩れこんでくれば、下のため池の堤体にも影響を及ぼすということになります。そういうことになれば、我が町の基幹産業である農業も非常に困ってくるということになります。下のほうに行けば、筑水の水が来ておるわけですけど、山までこの筑水の水を利用することはできません。

そういうふうなことから、ぜひ事業者に対しても強力なお願いといいますか、県においては指導をしていただきたいと。それも早急にしていただきたいと思います。私はところどころにダムでも造っていただきたいぐらいには考えておるわけですけど、ダムというか、砂防ダムといいますか、そんなに大きな規模じゃなくてもいいんですが、管理道路を造るというふうなことでございますので、管理道路と併せて建設をすれば、そこで食い止めて、また外部に搬出をするというふうなことでぜひ県にもお願いをしていただき、地元が安心できる、また、農業を安心してできるというふうな格好の強力なお願いを県にもしていただきたいと思いますが、町長、いかにその辺をお願いできるか、お願いします。

○西原好文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

坂井議員の御質問にお答えいたします。

御質問いただいております箇所については、町といたしましても最重要警戒地区の一つだ
というふうに思っております。

先ほど課長のほうが答弁いたしましたとおり、県の許可を受けているということもありま
して、とにかくこの件については、県、それと直接の事業者、地元の皆さんとしっかり連携
を取って対応していくようにということで指示をしております。先日の雨についても何度と
なく私ども担当課のほうも巡視をしましたし、雨の後でありましたけれども、私も現地のほ
うは確認をさせていただきました。

現在、この大雨後の対応ということで、今、担当課が県のほうに日程調整をしておるとこ
ろであります。できる限り早く現地の立会いを事業者を含めていたしまして、きちんと具体
的な対策を練っていきたいというふうに思っております。

今回の件につきましては、先ほど御紹介がありました静岡県熱海市での土砂崩壊といいま
しょうか、それを受けて、我々としても町内に同様の区域がないかということの中でも当然
上がってきたところであります。御存じのとおり、夏には千葉県の八街市だったですかね、
子供たちが通学路で犠牲になる事故がありまして、私どもとしましても臨時議会を開催させ
ていただいて、まずの応急の対策を取らせていただいたところであります。また、今議会の
冒頭でも言いましたとおり、大変悲しいことではありましたけれども、隣の市では排水機場
の操作員の方が操作中に亡くなるという事故がありました。こうしたいろんな全国で起きて
いる事象、事件・事故というものをやはり人ごととして考えないということが大事なのだろ
うというふうに思いますし、テレビの向こうのことではなくて、それを我が町になぞらえて、
いかに先に対応していくかということが大事だというふうに思いますし、いつも言う、いわ
ゆる墓石行政ということにならないようにする必要があると思います。

先日まで佐賀県立美術館で相田みつを全貌展というのがあっておりました。私も見に行き
たいなと思って、ぎりぎり最終日に少しだけ時間を取って見に行けたんですけども、その
相田みつをの言葉の中に「その時自分ならばどうする」という言葉があります。まさに先ほ
ど申し上げましたように、全国で起きているいろんな事件や事故、また、災害を人ごととせ
ず、それを町に当てはめてしっかり対応していくことが大事だというふうに思っております。

今回御質問の菖蒲谷ため池上の廃棄物処分場の土砂流出についても、繰り返しになります
けれども、県、事業者、それと地元の皆さんとしっかり連携を取って、まずはこの大雨後の

現地立会をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○西原好文議長

坂井君。

○坂井正隆議員

町長の答弁で、他人事ではなく町に当てはめて対応していきたいということですが、ぜひ何事にもそういうふうなことで当たっていただきたいと思うわけです。地元としても安心して生活をしたい、何事もしたいというふうなことです。いろいろな地元の、大型ダンプが夜中を通るとか、いろいろ聞きますけれども、公道でございますので、通っちゃいかんというふうなことは言えないところがありますけど、それなりに気をつけて通られているとは思いますが。私が現役の頃はまだ道路舗装がこういうふうに完璧ではなかったときでございましたので、町も産廃処理場はやっぱり必要ではあるわけですね。いろいろなスクラップ・アンド・ビルドの中に壊されたものも来るといふふうなことの中に、町も何らかの手だてをせんといかんということで、道路にそういうものを散布した経緯がございます。道路に散布をして、幾らかずつでも減っていくわけですね。ところが、整備をされて砂利を散布するようなところがなくなっているというような町の環境でございます。これも持ち出しがほかのところ、ボタ山のように高積みをしなくてもいいような格好ができるのか、その辺も改めてお伺いをしておいていただきたいと思っております。

やっぱり仮置場程度ぐらいに規模を縮小ができるかというふうなこともお願いをしていただきたいと思っております。これについて答弁があれば。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。吉原町民生活課長。

○町民生活課長（吉原和彦）

坂井議員の再質問にお答えしたいと思います。

先ほど地元からの要望書もあったんですけれども、こちらのほうも地元からの要望書だけじゃなくて、本町からの要望書も併せて県に提出しているところでございます。そのような折に今回の大雨が降ったわけなんですけれども、先ほど町長も言われたように、県と連携をして、しっかり監視、指導をしていきたいと思っております。

ただ、先ほどありました最終処分場のほかにということなんですけれども、容量がまだあ

るということで、こちらのほうからもそれを超えて持ち込みはしていただかないように、県を通じて業者のほうにも指導をしていきたいと思っています。

以上でございます。

○西原好文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

少し補足をしたいと思います。

坂井議員からは、最終的にはどこか持ち出しを検討してもらえないかという御質問だったんじゃないかなと思います。これは最終処分場という名前になっているんですね。それで、実は私、以前、採石業の許認可の担当をしていたことがあります。当然、法律にはいろいろ趣旨といいましょうか、目的というのがあります。採石業について、よく採石をした跡が最終処分場になったりするんですけれども、当然、そうした量の規制というだけではなくて、例えば、沈砂池をつくるとか、採石をする場合には安定勾配以上は取らないとか、そういう安全面での基準というものもありました。もちろん許可そのものは県の許可なんですけれども、この産業廃棄物処分場に係る、言ってみれば法律の内容というんですか、どうしたことまで実際規制ができるのか、県のほうで規制してもらえるのかということもしっかりここで我々ももう一度確認をする必要があるなというふうに思いますし、仮に安全面での指導ということで県の中でもし一定の限界が万が一あるとすれば、そこはやはり町としても申入れをするということが必要なのではないかというふうに思います。

いずれにしても、やはり安全第一での対応を、先ほどから申し上げておりますとおり、関係者でしっかりチームをつくってやっていきたいと思っています。

以上でございます。

○西原好文議長

坂井君。

○坂井正隆議員

よく分かりました。

それで、最後になりますが、この処分場に年に1回か2回は地元の人を入れて説明をしていただくと。地元の人が中を見ることによって一つの安心感もあるかなと思いますので、その辺も県に申入れをしていただきたいと、県も含めて、特に業者にお願いをしていただきました

いと思うところですが。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。吉原町民生活課長。

○町民生活課長（吉原和彦）

坂井議員の再質問にお答えしたいと思います。

先ほどの件につきましては、今後も引き続き県にお願いをして、現地の立会調査についても実施していきたいと思っています。

以上です。

○西原好文議長

坂井君。

○坂井正隆議員

それでは、次の質問に移らせていただきます。

8月豪雨による家屋の浸水対策についてということで質問をさせていただきます。

町内ではこのたび、8月豪雨により床上浸水、床下浸水による被害が発生をしております。特に、八町地区では床下浸水が127戸、大西地区では床上浸水2戸、床下浸水21戸の被害が発生していると聞いております。この数値については当局のほうで把握されておる数値と違うかも分かりませんが、違うところがあったら訂正をしていただきたいと思うところですが、2年前の8月豪雨により浸水被害を被った豪雨災害の常襲地帯と言っても過言ではないと思います。

8月26日には佐賀新聞にも載ってございましたけれども、赤羽国土交通大臣が視察に来ておられます。その後、県庁で大臣へ山口知事から緊急要望書を手渡しされ、それなりの要望を伝えられたと思います。大臣と意見交換を行われ、緊急要望書を手渡しされ、気候変動を踏まえた治水対策の見直し、激甚災害の早期指定を求められました。この激甚については、今、激甚災害の指定を受けていると思いますが、そういうふうな内容で要望をされております。赤羽大臣は、六角川は抜本的に対策を講じないと被害が毎年繰り返される、しっかりとやらせていただきたいというふうな明るい答弁をしてもらっておると思います。

こうした中で、町は住みやすいまちづくり、安全・安心のまちづくりの一環として、こういうふうな常襲地帯と呼ばれないように、浸水家屋のかさ上げ、この八町地区については鉾害復旧でかさ上げができたところ、できないところもあります。そういうふうな中で、浸水

家屋のかさ上げの計画を、これは時間がかかると思いますけど、やはり江北町がこれから人口を守っていく、農業を守っていくというふうな観点から、やっぱり後継者も考えていかんといかんというふうなことから、ぜひ浸水家屋のかさ上げ等を――時間はかかるかも分かりません。昨日、過疎対策の説明を受けましたけれども、こういう災害には過疎対策が適用にはならないかなと思うわけですが、ぜひ住みやすいまちづくりの中に、このままいくと江北町は水害に遭うばいというふうなことで、例えば、駅南のほうにいろいろ住宅ができておりますけど、そういうふうな悪いことが広がるのは早いわけですので、対応として、町の考えとして、やはり事前に防ぐというふうな観点から、これは町長の考えかと思しますので、その辺の答弁をお願いいたします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

坂井議員の御質問にお答えいたします。

お見込みのとおりといたしましょうか、今回いただいている質問は基本的には担当課長が答弁すべしということで準備をさせていただきましたけれども、このことだけは、やはり私が申し上げんといかんだらうなと思って、私で答弁をさせていただくつもりでございました。

今回の令和3年8月豪雨に見舞われて、何というのかな、今は非常にジレンマというものを感ずることがあります。といいますのも、最近は連日、新聞紙上では、今回、私どもと同じ、私どもも被害を受けたこの8月の豪雨で特に被害を受けられた市や町の首長さんが何々大臣に要望を出された、何々議員が視察に来られたというのを拝見いたしまして、非常に歯がゆいといいたしましょうか、もどかしいといいたしましょうか、思いもいたします。なぜかといいますと、なかなか私ども江北町、隣の白石町もそうかもしれませんが、お声がかからなくて、私としては、特に六角川という意味でいきますと、もしくは牛津川ということで行きますと、やはり複数の自治体が流域にあるわけですから、被害の大小は別として、やはり流域の自治体全体としていろんな要望をすることが大事なんだろうというふうに思いますし、実際、期成会というものも流域の自治体で設けられております。ですから、もちろん先ほど言いましたように大きく被害を受けられたところはあると思いますが、当然、我々江北町も被害を受けているわけですから、そういうときこそ、やはり期成会としての活動をぜひお願いしたいなというふうに思って、そういう意味で少しもどかしい思いをしておると

ころであります。

そういう中で、唯一直接お話しができたのが先ほど御紹介をいただいた赤羽国土交通大臣でありました。ですので、私からはそうした流域全体として対策については考えてもらいたいということもお願いをいたしましたし、先ほど御紹介がありましたとおり、やはり小手先ということではなくて、抜本的な対策というものが必要なだろうというふうに思いますし、そういう意味でも局所的なことではなくて、この川をどうやって扱っていくかという視点が大事なだろうというふうに思いますので、そうした機会が与えられれば、おらがまちということだけではなくて、しっかりそうしたものをこれからも言っていきたいというふうに思います。

それで、議会の冒頭で所信表明の中でも言いましたけれども、2年前の大雨と今回の大雨、江北町でも前回に匹敵する被害があっているけれども、一方で、雨の降り方ということで被害にも特徴があるというようなことを言いました。一言で言うと、前回は2日間で四百数十ミリという短期集中的な豪雨に比べて、今回は9日間というふうに思っておりますけれども、1,000ミリ近い雨が降るといって長期停滞型といいたいまいしょうか、そうした豪雨だったんじゃないかというふうに思っております。この2年間でも事前落水をはじめ、様々な取組をしてきておりますけれども、やはり同じ大雨でもその様態によって江北町で被害を受ける内容も違いますし、また、その対策も違うということも今回改めて思ったところでもあります。

それで、私もこの大雨の後に、いわゆる国道34号、武雄までを何度か往復をいたしました。あの道路の沿線だけ見ても、本当に2年前と同じような、場合によっては2年前を超えるような被害に遭っておられるということがよく分かります。ただその一方で、前回はつかったけれども、どうも今回はつかっていないという建物もあるんじゃないかなということも少し思いました。恐らく住民の皆さんの中には、その前がちょうど30年前の大雨だったものですから、それこそ30分の1といいたいまいしょうか、30年ぶりの大雨に見舞われたと。もしかすると無意識のうちに、次はまた30年とはいいませんけれども、こんな2年後にまた来るとっておられた方ばかりではなかったかもしれません。ですから、現状までは復旧こそすれ、恐らく今後も訪れるかもしれない同様の大雨の積極的な対策というのかな、そこまでなされた方がどれだけいただろうかというふうに思いますし、そういうことをされた方は、今回もしかすると前回のような被害からは免れた方もいらっしゃるかもしれません。

先ほど浸水件数については御紹介をいただきましたけれども、全てが今申請をいただいて

いるわけではありませんけれども、そうした方の中で罹災証明の申請をいただいております。これも御紹介しましたけれども、令和元年、2年前が罹災証明の発行件数が68件で、本日現在ということになりますけれども、今回の大雨では61件、ほぼ同数だということでもあります。その中で、少し担当課のほうに頼んで、前回も今回も罹災証明の申請を同じようにされた方が何人いらっしゃるかということ調べてもらいました。それでいきますと、重複といたしましょうか、前回と今回、両方申請をされた方が今回でいくと61名中15名いらっしゃいました。ということはどういうことかということ、元年が68名ですから、前回の68名の方が同じように今回また申請をされたということではなくて、前回は被害に遭われたけれども、今回は遭わなかったと言っていいかは分かりませんが、要は前回は申請しなかったけど今回された方、もしくは前回せんやったばってん今回したという方もいらっしゃるということでもあります。

先ほど言ったように、やはり被害の状況も前回と違うし、雨の降り方も違いますから、そういう意味では、この中には、もしかするとまた次に同じような大雨が来るかもしれないということで、言ってみれば自衛といたしましょうか、自助といたしましょうか、そうした対策を取られた方もいらっしゃったんじゃないかなというふうに思います。安全・安心の取組というのは、言うまでなく自助と共助と公助、この3つが合わさって初めて、本当の安全・安心の確保ということができるといふふうに思います。そういう意味でいきますと、今回御質問いただいたような地域全体のかさ上げというのは、やはりお見込みのとおり、これは莫大な事業費がかかりますし、莫大な時間がかかります。なかなか軽々にここで町としてかさ上げ事業を実施しますということは、やはりお答えができません。ただ、先ほど言いましたように、自助と共助と公助、この公助というのは我がまえすればいいという意味ではなくて、やはり共助や自助を促すということがこの公助の中に含まれるんだろうというふうに思いますもんですから、やはり事あるごとにこうした雨はいつやって来るか分からないと、またそれこそ来年、再来年も来るかもしれないというようなことをきちんと住民の皆さんにお伝えをしていくということが大事なのではないかというふうに思いますし、直接的な支援ということではなくても、いろんな制度を活用する中でそうした個別のかさ上げといたしましょうか、対策といたしましょうか、やはりそうしたことをしていただくようなきっかけになるような制度といたしましょうか、事業というのはこれからもきちんと情報提供をしていく必要があるなというふうに思います。

もう一つ、先ほど言いましたけれども、罹災証明で、個人レベルでいきますと前回と2回

申請をされた方が15名と言いましたけれども、これを地区別に見てみました。前回は罹災証明をお一人でも出された地区が35地区中20地区でありました。今回は今のところ17地区であります。これについても前回と今回を比べてみますと、17地区中、実に15地区が前回も今回も罹災証明の申請をされた方がおられるということなんです。ですから、先ほどおっしゃったような、町としてこれから大規模なかさ上げということではありませんし、だからといって自助レベルで全てお任せというつもりもないんですよ。やはり八町地区であるとか、下小田であるとか、惣領分であるとか、まさにおっしゃったような常襲とは言いたくないんですけど、やはり一定の降雨があれば浸水をしてしまうところがあります。ここについては、今回も浸水の要因というのがそれぞれ違うんだろうということもあるんですよ。そうした意味では、町として、公助というところまでしかやらないという意味ではなくて、実は公助としてもっとやれることがあるし、やらばいかなことがたくさんあるということも今回分かったところでもあります。ですから、個人で見たときの重複者15名の少なさというよりは、やはり地区で見たときに15地区が前回と今回、同じように浸水をしているということが我々としてこれからやっていくべき一つの目安になるんじゃないかなというふうに思っております。

少し結論的に言いますと、大規模なかさ上げ事業ということもさることながら、そうした自助、共助、公助、しかも、特に公助のところ町としてまだまだやるのがたくさんあるというふうに思っておりますので、そうしたことに取組をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○西原好文議長

坂井君。

○坂井正隆議員

理解できる場所もあれば、もうちょっとかなというところもあります。私は町長が就任をされたときに初めて、自助、共助、公助なんていう言葉を聞いたわけです。そういう中で、自助、共助というのは公助の切り捨てかなというふうに捉えると非常に冷たい言葉かなと、うまい断り方かなというふうに捉えたところもございます。

それはそれで、江北町は鉾害復旧で何でもできております。何でもただでできております。話を幹線水路あたりに戻しますと、要らぬごたごたもできてみたり、維持していこうでふと

かめ遭うえというふうなともできておりますけど、やはり水害の常襲地帯と言われないように、それは15件が2回連続して申請をされたということですけど、その辺の2回受けられたところの——これは事業をするかどうかは、町長が先ほど言われたように、ほかにするところがあるというふうなことですけど、例えば、60センチ上げるのに1件当たりどのくらいかかるのかなというふうなことぐらひは調査をして、頭の中に入れて、すぐ対応ができるような体制だけは取っていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○西原好文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

おっしゃるとおりですよ。ハザードマップがあるものですから、実はどのくらい浸水が想定されて、家屋がどのくらいというのは、それこそ概算では試算ができるんだらうというふうに思いますし、今おっしゃったように、別に諦めているわけではなくて、やはりそういうものを頭にイメージしておくというのは大事だらうというふうに思っております。

それと、さっきの自助、共助なんですけどね、私もだからこそさっきも申し上げたんですよ。何か自助、共助を言うと、まず自助をやってくださいと、それでできなければ共助ですよ。いよいよ駄目だったときは公助ですというように、何か3番目に公助が並んでいるような言い方に聞こえるのは私は違うと思っていて、自助と共助と公助に私は優先順位はないと思います。この自助と共助と公助の3つが相まって初めてできるということなものですから、先ほど御指摘いただいたような公助の切り捨てという意味で言っているわけではなくて、公助として実はまだまだできることがたくさんあるというふうなつもりで申し上げたものですから、ぜひそこは誤解なきようお願いをしたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○西原好文議長

坂井君。

○坂井正隆議員

いろんな長い時間をかけての問題かなと思うところがございます。ただ、やっぱり私の質問も皆さん方に動機づけといいますか、意識づけといいますか、そういうふうな観点で質問をしておるわけですから、町長をはじめ、皆さん、その辺はどうか頭の中に入れておいていただいて、やはりいろんな問題は、例えば、職員の皆さんの通勤の行き帰りにでもいろんな

問題が見つかったりするでしょうし、そういうことで問題意識を持ってしていただきたいと思います。

○西原好文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

先ほども御紹介した相田みつをの言葉のとおりです。そのとき自分ならどうするという気持ちで、やはり我々役場職員も日頃の仕事に臨む必要があると思います。決して他人事、よそごとではなくて、もし自分だったら、自分のまちだったらということをやっぱりふだんから思っていくということが大事だと思います。

先ほどの答弁でジレンマということを行ったのは何かというと、やはり2年連続の大雨に見舞われた地区といたしまししょうか、そうした自治体もあられます。2年前にやっといろんな支援を受け、また、自費も拠出して生活や事業を再建して、やっと軌道に乗りかけたと思っただけの、また2年後の今回の大雨ということで、そういう物理的、経済的なダメージもさることながら、非常に精神的にダメージを受けておられるということをよくお聞きします。本当にこのままここに住んでいいんだろうとか、同じように事業を再開してもまた同じようなことになるんじゃないかということで、かの地の首長さんたちも、実は一番の今の危機は、そうした言ってみればまちとしての維持といたしまししょうか、本当に生活の維持といたしまししょうか、そうしたことをやってくれるのかどうかというところが実は一番心配だということをおっしゃっている首長さんもおられました。ですので、ああやって記事にうちはこれだけ被害があったということ言うのも私は大事だと思うんですけども、一方で、先ほど常襲地という言葉がありましたけれども、あそこの町はもうて、こうならないようにするというのもやはり大事なんじゃないかなというふうに思っております。

冒頭言いましたような、町はまさに総合行政なものですから、安全・安心だけではなくて、第一ではありますけれども、唯一ではないと申し上げたのは、やはり町としては江北町に魅力を感じてたくさんの方に住んでいただかないといけないものですから、そういう意味では町のイメージというものもしっかり守っていかなばいかなというものの間でジレンマを感じているということでもありますから、そこは、あがん言いよつとけがんやつかと、そのときだけではそうかもしれませんけれども、ぜひそこは、恐らく同じ価値観で、考え方で臨んでいただいていると思うものですから、引き続きよろしく願いをいたしたいと思います。

以上でございます。

○西原好文議長

坂井君。

○坂井正隆議員

最後になりますけど、やはり町民の皆様にとって安全・安心のまちづくりというふうなことは必要不可欠なことではなかろうかと思えます。いろんなくわさが飛び交わないような手段を選んでいただき、それなりの対応をして、みんなと一緒にまちづくりができるような環境をぜひつくっていただきたいと思えます。

これで終わります。

○西原好文議長

5番坂井正隆君の一般質問をこれで終わります。

しばらく休憩いたします。再開11時15分。

午前11時3分 休憩

午前11時15分 再開

○西原好文議長

再開いたします。

4番井上敏文君の発言を許可いたします。御登壇願います。

○井上敏文議員

どうもお疲れさまです。4番井上敏文でございます。順番が狂いましてちょっと出ばなをくじかれたような感じもいたしますが、質問に入ります前に、5番議員もお礼の言葉を言っておりますけど、私も一応台本に書いておりましたので、労をねぎらいたいと思えます。

今回の8月豪雨対策についてですが、2年前の豪雨と比較して今回は2倍近くの降雨量でありましたが、2年前の教訓を生かされて、水路の事前落水等、早め早めの対応をされたので、今回、被害が2年前よりは少なくて済んだのではないかと思えます。町長をはじめ、職員の皆さん、消防団の皆さんの御尽力に改めて感謝を申し上げる次第でございます。大変お疲れでございました。ありがとうございました。

それでは、早速本題に入っていきたいと思えます。

まず、駅南地区、宅地開発に伴う道路等の整備についてでございます。

内容でございますが、平成31年3月議会で、駅南地区の今後宅地開発が見込まれるJR長

崎本線南側の区域において、将来を見据えたところの道路計画について質問をしました。この場所についてはパワーポイントで示していきたいと思います。

(パワーポイントを使用) 駅南の肥前山口駅、ここが長崎本線ですね。バイパス。位置的にはJR長崎本線の南側の開発をされるであろうというところの計画について質問しているわけですが、肥前山口駅で、ベスト電器の裏に水路があります。これは羽佐間水路といいますが、羽佐間水路の北側の道路を農道、町道に認定して駅南地区東西線という形で道路改良をされております。これが4メートル道路で改良されたということですが、前に質問したのは、この道路でいいのかどうかということですね。新たに車道計画が必要ではないかというのをさらに説明していきたいと思います。戻してください。

2年前に質問をいたしました。そのときの町長の答弁は、現況幅員3メートルの道路を当初計画では8.5メートルで計画していたが、この道路は通学路であるため安全対策を優先して4メートル道路で整備をしたいと。別途開発を誘導できるような道路については、令和元年度中に検討会を立ち上げ、意見を集約して正論を得たいと答弁されております。

これについて、その後、道路計画について動きがなかったため、さらに令和2年度の9月議会でJR長崎本線南側の宅地開発の件に関して、その後どのように検討されたのか。さらに、車道の位置決定を急ぐべきではないかと再度質問しております。このことに対し、町長は可能な限り早く方針を出すように指示し、早い段階で車道計画を含めて土地整備の方針を出したいと答弁されております。

しかしながら、現在、この地区においては羽佐間水路北側の町道駅南地区東西線のほかに道路計画があるとはまだ聞いておりません。

この地区においては、町道駅南地区東西線が幅員4メートルで令和2年度に完成をしております。この道路が完成したのを契機として、宅地開発が誘発されるかのように、現在、土地開発業者による宅地化するための地権者への交渉が始まっているということを耳にします。現状のままで宅地開発されれば、住宅団地内の道路の幅員は6メートルで、団地から出てきた町道の幅員は4メートルであります。交通量はこの町道のほうがはるかに多くなることが予想され、町道の幅員が狭いため混雑するのではないかとということが予想されます。また、団地内道路が袋小路とならないためにも、現在整備されている町道駅南地区東西線のほかに車道の計画が必要ではないかと考えます。

現在、この地区では宅地開発の動きがあっておりますが、開発行爲の申請書が役場に提出

されたときは既に宅地開発業者と地権者との間で分譲面積等の協議はまとまっており、町がその申請書を見たときに町から道路計画を打ち出してもなかなか受け入れてもらえない。そうならないためにも一刻も早く車道計画の結論を出し、早期に道路の位置決定をすべきだと考えますが、ここで今まで言ってきたのをパワーポイントで説明していきたいと思います。

(パワーポイントを使用) 先ほどの羽佐間水路北側の農道です。これは前は農道で3メートルでありました。これを令和2年度事業繰越しも含め、事業、令和2年度に完成をしたのが幅員4メートル、道路敷が全部で5メートルあるんでしょうかね。また、路肩がありますので、土坡がありますので、道路幅員としては4メートルであります。こういう状況で完成をしております。この映像は何かといいますと、道路整備された後、道路幅員が狭いために脱輪をした状況です。路肩のほうに、土坡のほうに脱輪をしております。これは脱輪をしたために土留めが膨らんでおります。このように、4メートル道路で整備をされたものの、交通量、道路の離合を考えたときには非常に不都合が生じるんじゃないかと思います。

先ほども言いました町道駅南地区東西線、これが4メートルで既に整備されておりますが、仮にここを宅地開発された場合には、団地内の道路は6メートル、これは開発行為を申請する段階で6メートルにしろということ指示がなされます。団地内道路が6メートルであって、出てくる道路が4メートルということは、当然この団地から出てくる道路に、この4メートル道路に出てくる車両が多くなるということで、ここが混雑する。先ほど言いました、離合もままならぬ道路の形態で、このままでいいのかということであります。これを過去2回質問してきて、検討するということではありますが、その後の動きがなかなか見えないような気がします。現に開発業者がこの辺を地権者と相談しておりますので、待ったなしの状況ではないかと思えます。

先ほどの駅南地区、特にこの羽佐間水路北側、ここは農振除外もしてありますので、宅地開発されれば、すぐでも分譲して、売行きも好調になるんじゃないかと思えます。

前に質問しておりましたが、町長の公約の中にチャレンジ500というのがありました。これは人口1万人、あと500人増やせば町の人口は1万人になるというときに、ここに定住者、住居を構えて、条件が整えば、ここが埋まって、その状況も早くなるんじゃないかと思えます。こういう状況の中で、前に質問した中で、駅南地区東西線のほかに車道計画が必要ではないかということでざっくり書いておりますけど、車両が行きやすい道路が必要ではないかということをお聞きしてきたわけです。戻してください。

それで、質問の1点目です。率直にお伺いします。現在この地域の土地整備に係る車道計画はどこまで進んでいるのでしょうか、お伺いします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。武富基盤整備課長。

○基盤整備課長（武富 元）

井上議員の御質問にお答えしたいと思います。

駅南地区の土地整備に係る車道計画はどこまで進んでいるのかということでございます。

町道駅南地区東西線につきましては、着手から4年という短い間に完成することができました。これは交通安全対策と早期整備による効果の発信を優先したためであります。結果、整備前の幅員3メートルから現在の幅員4.5メートルになったことで、通学路における歩道部分の確保、緊急車両の通行が容易になりました。

また、準都市計画区域内の開発に必要な接続先の道路、これは4メートル以上ですけれども、その要件も新たにクリアしており、これまでの町道とは役割が変わっております。さらに言えば、道路の有効幅員をより広く確保するため、工事の段階でガードレールの位置を水路側にずらしており、有効幅員は約5メートルまで広がっております。開発の際に、平成19年3月策定の駅南地区まちづくりルールによるセットバックが行われることを考えれば、さらに幅員が広くなり、開発区域内の道路が6メートルで整備されたとしても、極端にいびつな形態になりはしないと考えております。

町道の幅員が狭く、混雑することも考えにくいと思います。既に開発の相談もあっており、投資効果が現れていることから、駅南区域の道路整備にさらなるコストをかけるのは現実的ではないというふうに考えています。町が新たに道路整備をするのではなく、民間開発の中で地域にとって使い勝手のよい道路の配置を誘導できるよう調整を図っていきたいと思います。

また、開発行為の申請書が役場に提出されたときに既に宅地開発業者と地権者との間で協議がまとまっているということにつきましては、そうならないように逐次開発業者と連絡を取り合っ情報収集をしておりますし、担当課も総務政策課から基盤整備課に変更になりましたので、初期対応の強化もしております。今回の新たな開発についても事前に相談を受けており、道路計画も含め、現在調整をさせていただいているところであります。

以上です。

○西原好文議長

井上君。

○井上敏文議員

そうしますと、私、この地区の道路について2回ほど質問しております。当時、そのときの状況では、東西線を整備するものの、これでは十分でない。交通量が増えたときに、これでは道路としての機能を果たせないのではないかというふうなことで、町長のほうも別に考えていきたいと、このように答弁されたんですよね。だから、その計画が進んでいるかと思いきや、今の答弁では検討していないということですかね。新たに道路を造るよりは、開発され宅地化されていけば、東西線の有効幅員は5メートルになるということですが、私ども議会でも、あの道路の計画が上がってきたときに、車道5メートルプラス歩道3.5メートルの8.5メートルというふうなことで計画を打ち出されたんです。そのときに、5メートルといえば、現在のベスト電器の真裏ですね、ダイレックスの北側の道路、いわゆる水路の南側道路ですけど、あれがぎりぎり5メートルです。あの道路を見ておきますと、今非常に混雑をしておって危ないと。歩行者が通られるような状況にはない、危ないということで、今は水路北側を歩行者は通っております。ただ、水路北側の道路が、5メートルで交通量が多くなれば、歩行者は本当に危ないですよ。今度開発されるときに相談するということをおっしゃいましたが、そういうことであれば、前にそういうことは計画しておかなければならなかったんじゃないかなと思うんですよね。

今の東西線の幅員では不十分であるという認識は同じではないかと思えますね。そういうときに議会から、当初計画した5メートル道路では危ないということから、2車線できるような道路幅員は6メートルで、歩道が3.5メートル入れれば9.5メートルと。8.5メートルの計画については、9.5メートルに計画したらどうかということで、当時の産業常任委員長の委員長報告にもありました。そういうことで、その辺は十分協議されていると思うものの、今の答弁によると協議されていなかったのかなと思います。開発時に後退をしますということですけど、必ずしも開発業者が——今、道路敷が5メートルありますけど、1メートルセットバックしてくださいと、あるいは2メートルセットバックしてくださいと言ったときに、やはり開発業者と地権者との話の中で採算ベースというのがあります。採算が、いや、町道でそう取られるのであれば、分譲価格にも、売り面積も減ってきますし、そういうことでなかなかうまくいかないといったケースは今まであったんですよ。イオン裏の道路についても、

町のほうで農道4メートルであるのを1メートルセットバックしてくださいという要望の中で、開発業者も地権者もできんと。その宅地を売る面積、その面積によって、一応その担保に入れてそこを借入れして分譲するものですからね。そう簡単にこっちのほうから相談しますと言ってできるものではないと思うんですよね。この辺は道路計画、おのおの開発業者に相談するんじゃないかと、やはり町でここはこの道路でいきますという幅員をしっかり決めておかないと、またあの道路では——将来20年、30年先を見れば、あの辺は宅地化されるでしょう。この道路ではいかんやったのうという反省は必ず出てくると思います。将来に禍根を残すんじゃないかと、このように思うんですよね。だから、開発業者と協議しますじゃなくて、町がしっかりした道路計画を持つべきだと私は思います。そうしないとうまくいきませんよ。

いろいろ地域の反対もあります。地権者の反対もあつたりすることがあるでしょう。地権者の財産を相談するわけですから、それは慎重、丁寧にやっていかないといかんわけですけど、やはり町の将来像を見たときにこれはどうしても必要だということについては、地権者の方を粘り強く説得していただいて、町の将来像を描いてもらいたいと思いますが、この道路計画、今、課長の答弁、私はそれでいいのかなと思います。うまくいくのかなと思いますが、町長、答弁をお願いします。

○西原好文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

先ほど基盤整備課長が答弁いたしましたけれども、今回の答弁に当たっては、十分に部内でも調整をいたし、方針も決め、課長が答弁をいたしましたので、あえて私から補足、また、修正するところはありません。ただ、御指名でありましたから、幾つか私なりに申し上げたいことがあります。

1つは、東西線の計画幅員については途中で見直しを行ったというのは事実であります。ただ、先ほどからおっしゃっているように、議決と違ったことをやっているかのようにおっしゃるのは私は違うのではないかというふうに思います。もちろん、審議の中でいろんな議論が、御意見があったのは承っておりますし、そうした中で、まずは安全対策を優先させてもらいたいので、今回は幅員を8.5メートルから見直しをさせてもらいたいというふうに申し上げたところであります。その上で、宅地開発の誘導と切り離すということを申し上げま

した。ただ、いみじくも先ほどおっしゃったように、今回の整備で一定宅地開発の誘導ができていたんだなということも改めて思っているところでもあります。

そして先ほど、1メートル後退してもらわなければならない、ほんなごてしやっかどうか分からんというのは違うと思います。なぜなら、先ほど御紹介したように、町としてルールを決めているわけですよね。印刷物までありますよね。ですから、これは当然、江北町の当該区域の中で開発をするのであれば、そのルールにのっとってもらいたいというのは町として宣言をしているわけですから、当然、開発を計画される方、採算も含めて、それを踏まえてされるものだというふうに思いますので、どこかはルールがあるからといって、どこかはルールがあるけれども守ってもらえるかどうか分からないというのは、私はちょっと違うかなというふうに思います。どうやって守っていただくかということが大事なんだというふうに思います。

それともう一つ、誤解があるかなと思ったのは、実は開発の担当課を総務政策課から基盤整備課に替えました。今回、ここは準都市計画区域ということですから、3,000平米以上であれば都市計画法に基づく開発行為の許可が要ることになります。その中で、都市計画法では第32条で、開発行為によって整備される公共施設については、法律上は自治体が帰属ということになるものですから、事前に協議をせんばいかんということになります。これは単純にその受渡しの協議ということだけではなくて、やはり町が取るからにはこういう道路にしてもらわなければ町は取れんよというぐらいのことは言える協議だというふうに私は思います。ですから、開発業者がもう決めてしまっているからなかなかこっちの言うことは聞いてくれないんじゃないかということではなくて、そういう中で、やはり当該区域の周回性を一定確保していきたいというふうに思っております。

大変残念ながら今回の質問が先になりましたけれども、現在、基盤整備課においては、当該区域の開発行為に当たっての道路計画、要は協議をするに当たっての町の方針、例えば、行き止まりの道路を何本も造るのではなくて、隣接地の開発につながるような、言ってみれば周回性を確保するような道路を我々としては協議の中で申入れをすると、そういったことを含めたところの方針を決めるようにしております。それが質問の後になったのは大変申し訳ないんですけども。

ですから、御質問の項目が道路計画と書いてありましたものですから、言ってみれば、あそこの区域を今から整備するに当たってどういう道路が必要なのかという意味での計画とい

うことだったら、そういうお答えができるなというふうに思っているんですけども、必ずしも道路は役所が造らないといけないものということではなくて、まさにそういう開発行為の中で我々としてしっかり必要な誘導ができるんじゃないかなというふうに思います。

というのも、一番最初は、もう一つ別に、それこそ公共事業として道路をあそこに通すべきかということでもいろいろ議論して、現地でも法線を考えたり、いろいろしておりましたけれども、やはり先ほど課長が言いましたように投資効果であるとか、我々が今回思っている以上にといいましょうかね、今回の整備で一定の宅地開発、誘導ができるということなので、必ずしも公共事業としての道路ということではなくて、そうした開発に併せた民間の開発行為の中での道路の計画ということがあるのではないかというのが今私どもの最新の、言ってみれば検討状況であると、そういうふうに御理解いただければと思います。

以上でございます。

○西原好文議長

井上君。

○井上敏文議員

この問題についてあんまり時間を取りたくないんですが、ただ、町長の答弁の中で、議会の議決と違っていることを私が言ったというふうなことを言われているんですが、ではなくて、議会では当時の話として産業常任委員長がこうしたほうがいいんじゃないですかというふうな報告をしたということでもあります。

1つ、町長の答弁の中で、開発業者に町とのルールを守ってもらうというのがありました。理想的ではあるんですけど、現実に私の経験として、やはり開発業者と地権者と話が既に決まって、そして、町に相談に来るわけですね。そのときに、町でこういう計画がありますので後退してもらいたいと言っても、いや、自分のところは自分の都合があるというふうなことで言われた例を私は経験しております。そう言われると、ちょっとその後、踏み込めないというのがあります。

道路計画がありながら地権者と交渉がうまくいかなかったというのは、あそこのバイパス南、南北に走る宿～下分線ですね、バイパス近くのマンションがありますけど、マンションの東側の南北道路、バイパスと接続するところ、あの道路は計画としては、あれは歩道まで入れて8.5メートルぐらいあるんですかね、宅地が造成されて、町が気づいたときにはもうできないということであそこは断られて、急激に狭くなっておりますね。だから、地権者の

意をなかなかこっちから、町道、こういう計画がありますとどこまで言えるのかなというのがあったんですが、この件についてはいいです。

そういうことで、東西線の現状4メートル、造成、宅地化されれば有効幅員5メートルでありますけど、さらにそれを後退してもらおうよう宅地開発業者と話し合いをしていくということに方向転換されたんですよね。新たな車道計画を設けるというふうなことであったんですが、新たな車道計画じゃなくて、現在の東西線を拡幅していくというふうなことに方向転換されたと私は聞こえました。

○西原好文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

先ほど議決云々ということを上申したのは、様々な議論があったにせよ、議決をいただいて、それに基づいて事業をさせていただいているわけですから、そのいただいた議決と違うように我々がやっているというように捉えられかねないような言い方は、もしそうだとすればおやめいただきたいということを上申したわけでありまして、井上議員御自身がその議決と違うということではありません。

先ほどの計画を変更というか、もともと先ほどから言っているようにというか、前から言っているように、宅地開発の誘導と安全対策を一緒にということで8.5メートルの計画を当初いたしました。ただ、8.5メートルの事業をやるということになれば、当然さらなる用地買収が必要でありますし、中には建物そのものが用地にかかるということもありまして、安全対策のほうまで後に延びてしまうということなものですから、通学路でもありますし、安全対策を優先させていただいて4.5メートル、現状約5メートルの幅員が確保されているわけですが、それをまずやらせていただきたいというふうに申し上げました。

その宅地開発、誘導のための道路については、引き続きそこは検討をさせてもらいたいということで、中でいろいろ議論させていただいておりましたし、それこそあれを広げることじゃなくて、例えば、線路際にもう一本あった方がいいんじゃないとか、真ん中に1本引いたらどうだとかいうようなことも議論をさせていただきましたが、先ほど申し上げましたように、既に宅地開発の意向が示されているということでもありますとか、それと、途中にも建物がやっぱりあるんですよね。そういうことを考えた中で、そもそも今回いいましようか、準都市計画区域内なものですから、我々には開発行為の許可という権限がありま

す。ですから、この権限と責任の中で開発業者と協議をする中で、我々が望むような周回性が一定確保された、また、一定の安全が確保された道路ということが公共事業ではなくてできるのではないかとこのことを申し上げたわけであります。

恐らくそれは以前の話だと思いますけれども、かつてそれができなかったという事例を御紹介いただきましたが、もしかすると権限の使い方とそのタイミングがちょっと違っていたんじゃないかなというふうに思います。

私も実は開発行為の許可を約3年間、毎年250件ほど分譲の開発許可をしておりました。そういう中で、実はこの開発行為の許可の権限というのは物すごく強くて、何でもかという、宅地開発の業者さんは開発行為の許可、また、検査済証がなければ分譲そのものがないんですよね。ですから、実は物すごい強い権限を持っているものですから、そういうことの中で法律でも協議をするということになっていきますので、しっかり町の考え方は申し上げられるのではないかとこのように思っております。

以上でございます。

○西原好文議長

井上君。

○井上敏文議員

この道路については、前は別に車道計画をするということでありましたけど、じゃなくて現道を拡幅するというふうなことに方向を変えられたということですね。道路の問題はこれで終わりたいと思います。

次に行きます。

これまで町内で宅地開発された新興団地においては、開発行為申請時に開発面積の3%以上の緑地、または公園の設置が義務づけられているため、現在、開発区域ごとに緑地が点在しております。このような点々とした緑地公園を見る限り、空き地のように見受けられるところもあり、この緑地をもっと有効利用できないものかと考えます。ここでちょっと現状をパワーポイントで説明したいと思います。

(パワーポイントを使用) 緑地公園の在り方ですね。これは駅南ですけど、バイパス南側のほうはほとんど埋まっております。埋まっている中で、小さな公園といいますか、ポケットパークを設置しなさいというふうな指導がありますので、現地に行ったところ、こういうふうな点々としておるわけですね。これが現状を見ると、写真を見ると、こういうふうに緑

地帯、緑地を設けなさいと。ほとんどあんまり管理されていないというのが現状であります。ここも草が生えておるところであります。これも3%の緑地を設けなさいと。設けてあるものの草が生えている。これもポケットパークみたいにあるんですが、これは隣接者が草が生えるため、隣接するところだけ刈ってあるといったこと。管理されていないという状況でございます。

こういう中で、言いたいのは、JR長崎本線の南側を宅地開発されるとなれば、そういうポケットパークじゃなくて、これは鍋島団地の一例でありますけど、もちろんこの団地をまとめて公園を造られたと思います。これが低平地公園で、ここに大雨のときは水をためる、洪水調整をするといった機能も備えております。これも佐賀市高木瀬西の地域に低平地公園みたいなのを設けてありました。向こう側は道路よりか低いわけですね。こういうのがあればゲートボール場やグラウンドゴルフあたりにも利用できると思うわけですけど、住宅マスタープランでも長崎本線南側、宅地開発されるであろうというときに、ここの公園、まとめて公園というふうな形も計画されております。これはイオンの南にもその頃、公園の計画もあっておりますが、このJRの長崎本線南側においても必要じゃないかなというふうなことでプランが上がっております。

それで、質問の2点目、これからのことですが、このJR長崎本線南側の開発用地において、各開発業者による開発団地がそれぞれ緑地公園を点々と設置するのではなく、線路南側を一団地とみなし、その公園をまとめて憩いの場と憩いの広場としてのミニパーク等の整備をすることはできないものか。また、近年頻発する集中豪雨による宅地等の冠水対策として、この集約した公園を調整池と兼ねた低平地公園として活用すれば洪水対策にもなると思いますが、このような手法を取ることができないものか、お伺いします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

井上議員から佐賀市の大規模な土地開発の事例を御紹介いただきました。

先ほど私のことを少し申し上げましたけれども、まさに私、佐賀土木事務所に3年間おりました都市計画法の担当をしていたものですから存じ上げてはおります。

恐らく井上議員も御存じだというふうに思いますけれども、都市計画法でいうと基本的には1,000平米以上であれば開発行為の許可が要りますよと。特に、私どもみたいな準都市計

画区域で3,000平米以上であれば開発行為の許可が要りますよと。特に、その中でも1ヘクタールを超える、5ヘクタールやったですかね、いわゆる大規模開発になると、さらに手続きがいろいろ出てきますよということでありまして、この開発行為の許可ということとは違う事業のやり方として土地区画整理事業というものがあって、先ほど御紹介していただいたものの幾つかは土地区画整理事業で整備されたところが入っていたかもしれないとは思いますが、やはり一定大規模な開発をするということであれば、おっしゃったように3%の公園が要るわけですから、当然それだけ大きな公園が一どきにできますし、大きな開発になればなるほど箇所数まで基準があります。

ですから、先ほどの御質問で、今までの江北町のやり方はちょっとよくなかったけれども、こういうふうがいいことをしているところがあるということでは私はないんじゃないかなど。というのが、残念ながらとは言いませんけれども、江北町の宅地開発のこれまでの経緯を見ておきますと、やはり開発業者さんが、いわゆるミニ開発といいたいでしょうか、小規模に開発をずっと進めてこられたものですから、当然それぞれに公園が必要だったものですから、結果的に小さな公園といいたいでしょうか、広場といいたいでしょうか、そういうものが点在するという状況になっていると。これは、いわゆる都市計画法を施行する中で、江北町だけではなくて佐賀市内にもそういうミニ開発がいっぱいあって、本当にここを公園と言っていいのかというぐらいのところもたくさんありました。先ほどちょっと、よかったらもう少し御紹介いただきたかったですけれども、本当はイオンの裏の辺りにも公園をしたらどうかという話がかつてあったとおっしゃいましたけれども、本当にあの周辺が一つの大きな大規模開発であれば確かにそういう公園が要ったんだと思いますし、だからこそ今回、みんなの公園も整備をさせていただいたわけでありまして。ですから、それはやはりあそこを全体として見たときに、そういうちっちゃな公園が点在するだけでいいのかということもあって、それこそ議会の皆様方にも御理解をいただいて、今やっとなあした一定規模の公園ができてきたということでもあります。

ですので、先ほどおっしゃったように、もちろんああいうふうで大規模な開発がされれば、自動的にといいたいでしょうか、そういうことになりますし、特に、調整機能を一定の開発以上になると持たせる必要があるものですから、調整機能と公園を両方兼ねたような、いわゆる低床公園というものが一つのアイデアとしてああやって整備をされたということでもあります。少なくともこれまでの我が町の開発の在り方というのが事業者ごとに、いわゆる小規模

な開発が続いてきたという、それはあくまでも我々の言ってみれば歴史といいたいでしょうか、結果であるわけですから、それが悪いということとはちょっと違うんじゃないかなというふうに思います。

その上でではありますけれども、実は都市計画法そのものもやはりこういう全国的な現状に鑑みて、必ずしも小さな開発のときにそこにちょこちょこした公園を造るのではなくて、周辺に一定規模の公園があればそれをもってよしとするという改正もなされております。ですから、そういう意味での純粹に——純粹にと言っちゃいけませんね。これからの駅南地区の開発についての公園というか、設定の在り方については、まさに今、基盤整備課で計画しておりますけれども、都市計画法の改正を踏まえたやり方というのは一考の価値があると。つまり、そこだけでいえば井上議員の御指摘のとおり、そうしたことは可能であるというふうに思っておりますし、そうしたことができないかは今検討中であるというふうに御理解いただければと思います。

以上でございます。

○西原好文議長

井上議員、すみません、まだ1問目が終わっていないんですけど、時間的にあと15分ですので、簡潔にお願いしたいと思います。

○井上敏文議員

質問は簡潔ですから、答弁も簡潔にお願いします。

先ほどの公園の話ですね。あれは1ヘクタール以上であれば調整池を設けなければならんというふうなのが県の基準で決まっております。JR長崎本線の南側、あそこは宅地化されていくと思うんですよね。その辺を全体的な観点から見ていただいて、町のほうで指導をしていただければと思います。

3点目に行きます。

一方、この羽佐間水路北側の宅地開発可能な農地のほかにも、準都市計画区域内の新宿区、あるいは東分区内で現在、一部宅地開発が進んでおります。現状を見ると、その開発住宅団地に通じるアクセス道路は狭いところもあるため、現在の道路幅員ではいろんな支障を来すのではないかと考えられます。

この準都市計画区域内においては、宅地開発が進む前に道路計画の位置を決定する必要があると思っておりますし、この道路幅員を決定しておけば開発業者のほうで道路後退線を考慮して

開発の計画を立てるのではないかと思います。これはちょっとパワーポイントで説明します。

(パワーポイントを使用) 東分区内の分譲は現在されていません。状況を言います。赤で示しているのが準都市計画区域ですね。住宅マスタープラン、この全部が住宅地になるであろうというプランが立てられております。

質問しているのは、小学校西側の東分公民館の西のほう、田であったのが既に造成をされております。造成をされている中で、質問の趣旨としては、このアクセス道路は3メートルで非常に狭いという中で、この辺は町のほうで道路計画をしておくべきじゃないかと。こういうふうな住宅開発ができたときに交通に支障がないようにすべきじゃないかと思います。

現在、分譲地、こういうふうに既に分譲されている、売るばかりになっております。これも南から見た方向ですね。このアクセス道路、左側が東分公民館であります、ここの道路幅員が狭い。これはプールの横を通過してここの分譲地に行くという形ですね。北側については小学校の西側道路、これも幅員3メートルですもんね、この道路を通過していくということになります。あそこを分譲されるときに非常に不都合が生じるんじゃないかということであります。

質問の3点目、現在、この準都市計画区域内において宅地開発が進んでいる中、早期にこの準都市計画区域内の全体的な道路計画を立てる必要があると思いますが、町長の所見を求めます。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。山田町長。

○町長(山田恭輔)

先ほどの御質問で、町がいろいろあらかじめ方針やルールをつくっていても宅地開発事業者さんが守らんぎんたそがんならんろうもんとおっしゃったと思ったんですけど、さっきはやはりあらかじめそういうルールをつくっておくべきだということでありましたし、言うまでもなく御存じのとおりルールはありますよね。今回の先ほど御紹介いただいた開発に当たっても、当然接続先については、そうしたルールを踏まえて道路の計画はつくっていただいています。準都市計画区域内における全体的な道路整備計画なんていうのは、それこそこれまでの準都市計画区域を定めたときに道路の計画は全体としてされていたんじゃないかなんではないでしょうか。今回おっしゃったのは、既存集落内にある余地に宅地開発をされるということであるものですから、それこそ準都市計画区域内全体にはまさに我々の先輩たちがしっか

りとした道路計画をつくっていただいていますから、やはりそれによって開発が進んだんだというふうに思います。

ただ、今、準都市計画区域内の農地というのも言ってみれば大分減ってきているものですから、やはり今回のような土地に着目をされて開発をしていただいているんだらうなというふうに思いますし、これについても準都市計画区域内の開発であるわけですから、先ほどから御紹介しているようなルールであるとか協議であるとかということで、我々としても一定の安全対策を取っていく必要があると思いますし、そうしているところであります。

多分、今おっしゃったのは、既存道路をさらにどこかが開発されたことをきっかけに広げていくことが必要なんじゃないかということをお質問いただいたのかなというふうに思いますけれども、それはやはり別途、準都市計画区域内の道路配置計画ということではなくて、当然、町はずっと動いていくわけですから、そういうことの中で町道の計画というものは順次立てていく、もしくはしっかりそのニーズといいたいまいしょうか、必要性ということを見ていく必要があるかなというふうに思います。

さっきおっしゃったように、多分、おかげさまでといいたいまいしょうか、江北町に居を構えたいという方がいらっしゃるというのは私も知人の宅地開発事業者からも聞いておりますから、とにかくどこか開発できる場所がないかということで、開発事業者でこうやって開発していただくのは大変ありがたいこととありますし、それによって周辺の環境が変わるということであれば、そこは我々としてもまた別途、それぞれ公共事業でなすべきことがないかというのは、ここに限らず日々見ていく必要があると思っております。

以上でございます。

○西原好文議長

井上君。

○井上敏文議員

先ほど紹介した東分地区の分譲地におけるアクセス道路については検討方よろしくお願ひします。

時間もありません。次、行きます。

2点目、大雨のときの下水道汚水処理についてということで質問します。

これは質問を3点上げておりますが、1点目と3点目をまとめて質問し、2点目は割愛をさせていただきたいと思ひます。

先月、8月11日から降り続いた豪雨は、2年前の豪雨を上回る降水量であり、町内では特に南部の低平地が冠水しております。このことにより水洗便所の汚物の流れが悪くなり、水洗便所が使えない地区から多くの苦情が寄せられたと聞いております。これは通常の汚水の流入に加え、雨水による浸入水が加わったため処理能力が追いつかず、処理施設が機能しなかったのではないかなと思っております。

質問の1点目、汚水処理が不能となったときの復旧の対応はどのようにされたのか、お伺いします。

質問の3点目に移ります。まとめてします。このような豪雨時において、水洗便所が使えない状況となりますが、質問の3点目、今後の対策としてどのようなことが考えられるのか、お伺いします。

質問の3点目で、私の提案ですけど、パワーポイントで説明をしていきたいと思えます。

(パワーポイントを使用) 町民の方から水洗便所が流れんようになって使えんというふうな苦情は多く来たと思えます。私のところもそうであったんですけど、水洗便所が使えないときは、こういった非常用トイレ、便器にこういったシートをして、ここで用を足して、凝固剤、脱臭をして、用を足すと。1階がつかって垂直避難をされた場合は、こういうふうな簡易型のトイレもあると。こういったのを紹介してはどうかなというふうな提案です。

3点目、今後の対策としてどのようなことが考えられるのか、お伺いをいたします。

○西原好文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長(山田恭輔)

井上議員と考えが同じでよかったなと思えました。実は、今回の大雨のときにも、町でも少し備蓄品を持っているものですから、簡易トイレといたしまししょうか、お配りをしようかということで大分中で議論をしましたけれども、御存じのとおり雨が大変降り続いておりましたものですから、お届けをしたり、お配りをしたりということができなかったものですから、今回はそこまでには至っておりませんが、実は同じことを考えておりましたし、今後はあらかじめそういうものを配布するということが考えられるなということを実は話しておったところであります。

この件については、今は基盤整備課ですけれども、本当にいつも言うように担当職員は昼夜を分かたず、地をほうようにして復旧に努めております。ただ、今回の、それこそ報道も

ありましたとおり、やはり一定、低平地の宿命というのものもあるんだなということも我々としては思っております。だからといって何もしないと言っているわけではないんですけれども、それと、下水道の処理方式の宿命というのものもあるんだなということを思っております。

こういうことについては、やはりあらかじめ住民の皆さんにも知っておいていただくということが大事かなというふうに思います。本当にたくさんの苦情をいただいております。ということは、それだけ御不便をおかけしているということだと思っております。本当に職員は、それこそ雨がやんだ後も、恐らく基盤整備課が一番そういう意味では対応時間は長かったんじゃないかと思っております。本当に地をほうように復旧に努めておりますけれども、やはり一定の時間がかかる、もしくは一定の制約がどうしても出てくるということだと思っております。

農村集落排水事業は、それこそ昔の農村の生活環境を改善するためにということなので、昔はくみ取りとかいろいろありましたよね。それが言ってみれば今は水洗ということになっているんですけれども、やっぱり公共のところはもともと下水ということで整備がされているものですから、スタート地点がやっぱりそこだということなんだろうというふうに思います。これについてはよろしければ、基盤整備課長がしっかり答弁をするように準備をしているものですから、重複するかもしれませんが、答弁をさせていただきたいと思っております。

○西原好文議長

武富基盤整備課長。簡潔にお願いいたします。

○基盤整備課長（武富 元）

それでは私から、今後の対応、対策としてどのようなことが考えられるかということでもとめておりますので。

今後の対策としましては、豪雨時の浸入水の発生を抑えることがまず一番の対処法であり、それには道路、宅地の浸水被害を防止することが第一であります。昨年度から大雨時に水路の事前落水等が行われておりまして、下水道にもその効果が現れてきているところです。

今後は町内全体を対象に今以上の事前落水の推進を図っていき、併せて下水道管路施設調査、対策工事、また、他自治体の不明水への対応、対策等を勉強しまして、調査しまして、不具合の発生を抑制していきたいというふうに考えております。

また、ソフト面でいえば、町の広報で下水道枠の掲載を今後計画しておりまして、下水道に対する利用者の疑問、例えば、大雨になるとなぜ下水道は流れないのかとか、そういった

のをテーマとした掲載ページを作成し、町民への共通の認識を図りたいと考えております。

2年前と今回の復旧日数ですけど、まず、東分の中継ポンプ、公共になりますけれども、2年前が東分中継ポンプでいきますと1.5日で、今回の豪雨では1日で復旧しております。半日早かったということと、八町の中継ポンプ、こちらも公共でありますけれども、2年前は4日かかりました。今回は2日というふうに2日短縮。農集でいきますと、下分の中継ポンプと祖子分に中継ポンプがありますが、両方とも2年前は4日かかっておりました。今回は1.5日と2.5日で復旧に至っております。

以上、報告します。

○西原好文議長

井上君。

○井上敏文議員

時間もないようです。

大雨時といえども、これは自然災害だから不可抗力というようなことはあるんですけど、こういうときにどのように対処するかということが大事ではないかと思います。

そういう中で、不明水の対応もしていくということではありますが、やはり時間がかかり、またいつこういった豪雨が襲ってくるかも分かりません。住民の皆さんから見れば、生理現象でありますので、復旧は4日から2日まで短縮できたというものの、一日でも水洗便所を使えないということであれば不便を来すわけですね。だから、その努力は買います。短縮された努力は買いますが、緊急避難措置として先ほど紹介した簡易トイレみたいな形を、皆さんに御不便をかけますけど、こういう方法がありますので、町のほうでこういう段取りをしますので活用してくださいということを事前にその地域の人たちに啓蒙活動をしていくことが大事ではないかなと思います。

自然災害だからどうもでけん場合はあります。それをどう対処するかは、事前に住民の方に周知を徹底する努力が必要じゃないかなということで質問したところです。

○西原好文議長

時間が来ていますので、簡潔にお願いします。山田町長。

○町長（山田恭輔）

御指摘のとおりだと思っておりますものですから、先ほど申し上げましたとおり、やっぱり平時の間に住民の皆様にもこの下水道というものがどういう構造で、どういう課題があっ

て、どういふことをふだんお願いしたいかということ、今のところ11月号の予定と聞いておりますけれども、やはりこういうことは平時のときに住民の皆さんにしっかり知っていただく必要があるということであり、先ほど申し上げましたような簡易トイレといひましようか、こうしたものの配布もちょうど検討しておりましたものですから、まさにそういうハードとソフト、本当にこれ以上ないぐらい、とにかく一日でも一秒でも早く復旧したいということで、全職員総出で昼夜を分かつず、本当に地をはうようにやっております。でも、やはりおっしゃったようにこれだけの日数がかかるといふことであるものですから、もちろんいろんな対策で短縮もしたいといふふうに思ひますけれども、前の質疑の中で自助、共助、公助といふ言葉を言ひましたが、やはりそれぞれでいろいろやるべきことがあるといふふうに思っておりますものですから、ぜひそこは御理解をいただきたいと思ひます。

以上でございます。

○西原好文議長

井上君。

○井上敏文議員

時間も来ました。終わります。

町民の皆さんの不安を解消するためにも、こういうのは積極的に行っていただきたいと思ひます。

これで質問を終わります。

○西原好文議長

4番井上敏文君の一般質問をこれで終わります。

昼食のため、しばらく休憩いたします。再開13時30分。

午後0時16分 休憩

午後1時30分 再開

○西原好文議長

再開いたします。

6番三苦紀美子君の発言を許可いたします。御登壇願ひます。

○三苦紀美子議員

皆さんこんにちは。今回の大雨で災害に遭われた方に心よりお見舞いを申し上げ、通告に従ひ、一般質問をさせていただきます。

まず1問目、江北町空き家等の適正管理に関する条例に基づく助言及び指導、勧告以降の措置に移行した物件はなかったと記憶しています。2020年9月議会において、同僚議員の質問に対し、6件の勧告を行っているという回答がなされました。物件ごとに、勧告された日付及び措置を講じるように定められた期日の説明をお願いしたいと思います。

当問題は議会で度々質疑されてきた案件で、第12条以降へ移行した物件はなかったと記憶しています。江北町空き家等の適正管理に関する条例に基づく各条項の処理状況は、2020年9月議会における同僚議員の質問に対する回答で、平成25年度以降、助言及び指導44件、第9条、勧告6件と回答されました。勧告された物件ごとに、先ほど申しましたように、措置を講じるように定められた期日の説明をお願いできればと思います。

勧告された物件で、措置を講じるように勧告されて、期日を経過した物件はありませんか。仮にあった場合、どのような対応をされているのか、説明をお願いしたいと思います。

条例第1条で「管理不全な状態になることを防止することにより、生活環境の保全と健康で安全な住民生活を確保する」との目的を達成するためには、管理不全な空き家等については時間をかけずに進める案件であると思います。台風の大型化、豪雨災害を考慮するならば、一日でも早い対応を望むものであります。このことについて答弁をお願いいたします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。武富基盤整備課長。

○基盤整備課長（武富 元）

三苦議員の御質問にお答えしたいと思います。

2020年9月議会のときに答弁した勧告物件の6件の内訳ということでございます。

6件でございます。

まず、1件目でございますけれども、勧告については平成26年2月5日に行っております。期日につきましては、同じ平成26年2月28日に行っておりまして、対応につきましては、勧告後、適正管理に改善をされております。

2件目でございますが、平成26年2月5日、期日については同年2月28日でございます。対応につきましては、こちらについては平成25年内に解体がされております。

3番目ですけれども、勧告につきましては同じく平成26年2月5日で、期日も平成26年2月28日でございます。こちらについては平成26年内に自主解体されております。

4番目になりますけれども、こちらは平成26年7月11日に勧告しまして、期日としまして

は平成26年8月31日までとしております。こちらについても平成26年に解体済みでございます。

先ほど言いました2番と4番につきましては、町の補助を利用して、解体をされております。

物件5件目でございますけれども、こちらは勧告が平成26年2月5日、期日につきましては平成26年2月28日としておりますが、この物件につきましては現在も協議中でありまして、本人と面会により継続して協議を現在も行っております。

最後に6番目ですが、平成26年2月5日に勧告を行い、期日としましては平成26年2月28日であります。こちらも再度通知をいたしました、今のところ反応がないということでございます。

先ほどの物件6につきましては、勧告後に文書を2度ほど送付しておりますが、反応がない状態で、所有者の確認はできております。その2件についても、今後も空き家の状況を所有者に通知し、適正な管理を求めていくというふうにしております。

以上です。

○西原好文議長

三苦君。

○三苦紀美子議員

しっかりと答弁していただき、ありがとうございました。今日はすみません、何となくですね——というのは、風邪から耳が悪くなりまして、御迷惑かけるとは思いますが、ダブっていたらごめんなさい。

それでは、期日を超えた物件はないということですね、課長。切っておって。（「2件あります」と呼ぶ者あり）2件ですね。

そしたら、ぜひですね、条例第11条へ移行する条件としては、勧告を受けた者が正当な理由なく勧告に従わないとき、空き家が著しく管理不全な状態であると認めるときの2点が示されますので、このどちらかに入るとは思います。早急にまた課長のお力をいただければと思っております。

前回質問したときに、町長からかなり厳しく叱咤されたのがあります。当条例で代執行は可能である。条例改正が必要であると言われるのか。勉強をして議場に臨むべきではないかと言われました。私は勉強しないで議場に臨んだことは今まで過去ないと思っておりますが、

私の力不足であったと思いますが、このときは、2019年、同僚議員の回答の中で、町長は行政代執行については手続等そう簡単にはいかない。他の自治体では行政代執行でなく条例を定め、緊急安全措置条文により道路際の空き家を市役所のほうで解体された事例がある。9月議会でこのようなことを参考にして町条例を改正し、法的措置を持たせて対応していきたいと確かにお答えになっております。2019年のことです。これについて言ったつもりでしたが、勉強不足だと言われました。

このことについては、町長、私たちが町民の声を届ける役目の仕事がありますので、いろんなこと、嫌なことでもいいことでも町民の方の立場に立って仕事をするのが私たちではないかなと思っておりますので、このことについては、町長、いまだにそうでしょうか。思っ
ていらっしゃるかどうか。

○西原好文議長

町長。

○町長（山田恭輔）

三苦議員の御質問にお答えいたします。

勉強不足だとは言っておりません。三苦議員が御質問の前に、勉強していないけれどもとおっしゃいましたものですから、ここは議会の場、やはりお互い真剣勝負の場であるものですから、謙遜だと思いましたが、謙遜すら私は要らないと思ったものですから、当然、我々も議員の皆様方の質問には真摯に答弁をする準備をしております。ですから、勉強はしていないけれどもと言われてから我々が答弁をするというのは、なかなかそういうことにはならないんじゃないかというふうに思ったものですから、勉強していないけれどもとおっしゃったから、勉強してくださいと言っただけでありまして、勉強不足だとは言っておりません。

以上でございます。

○西原好文議長

三苦君。

○三苦紀美子議員

すみません、ありがとうございました。もう過ぎたことは言うべきじゃなくて、それも私たちに課せられた仕事だと思いますが、私が冒頭に勉強が足りないと言ったのは、多久市のほうで市が費用を負担する略式代執行を行う、県内で初めてということを知

りましたものですから、多久市のほうに勉強をさせてもらいに行く約束をしていたにもかかわらず、当時すごい風邪で体調を崩しておりましたので、そのことで多分前置きで勉強していないと、足りないと言ったからだとは思いますが、そういうことで、体の都合で行けなかったのを勉強不足だと言ったので、これからも共に、町民の方ともども、しっかり私たちが住んで安心・安全な江北町のために頑張りを続けてまいろうと思います。

今、先ほど2件という問題がありましたので、お忙しいと思いますが、ぜひできるだけ早急に解決をしていただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、議長、次の2問に移っていいですか。

○西原好文議長

はい。次に行ってください。三苦君。

○三苦紀美子議員

それでは、2問に移らせていただきます。

質問事項でございますが、議会質問に対する回答の取扱いについてという題を出していると思ひます。

今年6月議会において、2問の質問に対し、土砂の堆積は維持管理によって改善している、孔園内はハザードランプを点灯した車で先導していると回答をしていただいたと思ひます。そのことについてお尋ねいたします。

このように対策等が講じられた段階で、質問されるまで待つのではなく、月の定例会等で回答ができなかったんでしょうか。過去の回答で行政預かりとなっている案件で、既に結論が出て対応されている案件があるのではないのでしょうか。あれば回答をよろしくお願ひしたいと思ひます。

議会答弁で、結果的には検討課題とした案件で、過去をひもどき質問すると、今言いました6月議会答弁のように、2問とも結論が出ているとの回答がなされました。町民の方の声を聞いてお届けしたのに、解決してある問題であることで、何か非常に残念な結果でした。胸が痛い思いがいたしました。そして、時間をもったいないなども感じました。町民の声を届けるのが、先ほどから何回も言っております、私たちの仕事です。

令和2年9月議会における私の町道のり面の取扱いに対する質問の回答として、町長が次の議会を待たず、そこは毎月の議員例会であるとか、そうした中できちんとお返しをしたいと思ひますとの建設的な回答を受け、議員活動の中で本当に画期的な進展でした。3

月議会の答弁は、町長回答以前の問題であり仕方ないと思いますが、今後は過去の案件を含めて、町長の考え方をぜひとも踏襲していただきたいと願っております。

このように、過去の質問で既に結論が出され対応された案件があれば、文書回答をお願いしたいと思います。町民の方にそのことが行き渡っていなかったら、また同じことで時間を無駄にして再質問ということになりますので、できれば議事録の代わりとして、文書として頂きたいと思いますが、これは少し無理なことでしょうか。議長、答弁をお願いしてください。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。武富基盤整備課長。

○基盤整備課長（武富 元）

三苦議員の2番目の質問にお答えさせていただきます。

前回、6月のときに私のほうから説明をさせていただいた件についての質問だったと思います。

私自身、基盤整備課に来まして、今年4月に着任をして初めて思ったことは、まず各議員、区長、町民などから投げかけられている要望への回答、それと、検討事項という名のボールの多さでありました。その中には、未着手、協議中、県や国からの回答待ちなどのボールもたくさんありました。現在、そのボールについて1つずつ確認する作業を課のトップ事項として今行っているところでございます。議会で議員から受けた質問については、ボールの整理が終わり次第、結論ができ次第、議員例会等でお返しさせていただきたいと考えておりますので、いましばらくお待ちいただければというふうに思っております。

それと、文書でお返しできないかということでもありますけれども、それについても、今、課長室というのがありまして、課長がそろっているところがありますので、その課長室の中で諮っていきたいと思っております。

以上です。

○西原好文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

恐らく町政全般に対する御質問だろうということですので、私のほうからも答弁をさせていただきます。

今回御質問をいただいていた事項が基盤整備課の関係であったものですから、基盤整備課長にまず答弁をするように指示をしておったところであります。

何というのですかね、さっきボールと言ったのは、仕事の中で自分が比喻でそういうふう言うんですよね。ボールはどこにあつて、ちゃんと分かつつとねということ言うわけです。ボールというのは、言ってみれば住民の皆さんや議会からいただいた宿題だということなんですけれども、基盤整備課長はこの4月に、新採のとき以来、いわゆる旧建設課、基盤整備課に来たと言っていましたけれども、本当にそういうのがたくさん、言ってみれば埋まっているというのですかね。そのボールが、実は自分たちでそういういろんな要望等を受けているという自覚すらなくて、あのボールどがんなつたと聞かれて初めて探し出して、そういえば自分の足元にそのボールがありましたと、そんな状態だというふう言うわけですよ。ですから、それだと、いちごっこといいますか、どがんなつたと催促されて初めて、まずおわびをして、しかも、何も手をつけていないのはそこからまた検討しますとかいうようなことを言わねばらんのは、正直言うぎ、かっこ悪いという言い方じゃなくて、やっぱり不誠実だということなんですよね。それを課長自身が着任してつくづく痛感したということを実は言ってくれていました。

だから、今、課長として、それぞれの担当者のところでしまつてしまつているボールがどんなのがあるのかとか、課としてどういうボールが実は自分たちの周りにあるのかというのを、今、全部指示ば出して洗い出しよるですもんねということ言ってくれました。ですから、やはりそういうことを一度しないと、正直、我々もあれはどがんなつたと言われて、あれは何やったのですかねというて引き出しの中を開けて、ああ、これのことか、何もしとらんやったねと。見たのがもらつたとき以来というのは、やっぱりよくないと思うんですよ。そういうことを本当に実感として言つたものですから、それは役場全体として、そういうことをやはりやるように指示をしております。

何というのですかね、すぐできないこともありますし、できないこともあります。でも、すぐできないということと、すぐできないということをすぐ言わないということは違うと思うんですよ。結果的にできるなら少し時間かかってもいいですけども、往々にしてできなさそうなことほど長く持っているというかな、だから逆なんですよね。そこをやはり即答というよりも即応するというのかな、がんとぼしてくれてと言われて、すみません、それは少しお時間かかるのでお時間下さいとか、できるかどうかはここでは分かりませんので、持ち

帰ってお答えしますとか、やっぱりそのことは言わないといけないし、仮にそれにたまには、それこそ冷蔵庫の中で賞味期限が切れているようにならないように、たまには冷蔵庫も見てみて、ありゃ、これはそろそろあれなど、しばらく使うとらんなどというものがあるんだったら、前いただいていたあの件ですけれども、今検討しているんですけど、なかなか結論が出てなくてとかですね、やっぱりそういうことをきちんとボールをお預かりしていますよと、そして、このボールについては自分が持っているということは忘れていませんし、当然そのボールについてもしっかり管理をさせていただいて、最終的にはその要望に応えることができるかどうかは別として、いただいた要望については、できるできないも含めてお返ししますということがやはりできていないといけないということで、先ほど課長室の話をしましたけれども、今まさに各課でもそういうことも共有してやっているところでもあります。

ただ、しばらくはそういう、あれはどがんだった、すみませんみたいなことがまだまだ続くというぐらい、本当に根雪のようにあるんですね。自分が全ての町民の皆さんとかの要望を直接受けるわけではありません。私の代わりに課長たちが受けるときもありますし、課長の代わりに担当者とか担当係長が受けるということもあります。やはりそういうのが町全体としてきちんと管理ができていないといけないなというふうに思います。もちろんいろんな要望をいただきます。御提案もいただきますけれども、正直言うと全部はできませんし、そんなの本当にせんばらんとかなんかと思っていることもあるんですけど、しますと言わないと答えちゃいけないみたいな雰囲気も何かあるわけですよ。だから、そこはきちんと考えた上で、これはやらなくていい、もしくはやるべきじゃないということについては、もしかするとそこで怒られるかもしれませんが、それはボールをきちんと返すということなものですから、やはりそういう組織風土にならないと、私たちもいつもこうやって、前言っていたあれはどうなったみたいな催促行政というんですかね、やっぱりそういうのは、これからの時代の役所としてはみっともないなということをつくづく思っているものですから、そこは申し訳ないんですけど、もう少しお時間をいただいて、そのレベルを全体として上げていきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたしたいと思います。

以上でございます。

○西原好文議長

三苦君。

○三苦紀美子議員

すみません、何か嫌事ばかり言ってきたようですが、これも住みやすい江北町を目指してのことですので、勘弁願いたいと思います。

そして、今、本当にすぐできるできないじゃなくて、あとの3問に移るときにそこで言わせていただきますが、このことで令和2年9月議会以降の主な事例として、私のところから引き出してみました。9月議会で暗渠排水出口の管理が難しいというときに、現地視察し、どのような対策が取れるか県と協議すると副町長がお答えになったと思います。そのことについても私たちは町民の方からも言われましたが、ちょっと私も知らなかったなので、ここに言わせていただいております。

あと、12月議会で町の排水対策ということで、これは基本的な考え方も今回見直す必要があり、新しい時代の町の全体的な排水対策をきちんとつくり上げると町長がおっしゃっていただいています。これもどうなったのか、私たちはその後は伺っておりませんので、一応事務局で控えておいてください。

令和2年9月議会以前の主なものとして、令和元年12月議会で、花山球場のナイター設備等の質問をしたときに、体育施設の集約に併せて考えていくとの町長のお答えでございました。

令和元年9月、特別会計で臨鉦ポンプ能力等を町で変えられるのかということに対し、町長がかんがい排水施設運営委員会で協議をお願いすると言われました。

あと、令和2年6月、産業委員会で、ゲートの電動化、建設課長が総合排水計画を検討する中で検討していきたいと言われました。ただ、これも検討されたのかどうか、まだここに出してありませんが、今言いましたことについては、町民の方も全部を一緒に思っていないかもしれませんが、一つ一つ違いますが、そのことについてはそのうちにお答えを私もできればいいなと思っておりますので、よかったら先ほど言いましたように、少し簡単でいいから文書に残して、しました、でも、まだ途中です、やっていません、それでいいんです。すぐしなさいと言っているわけじゃないですので、町民の方はその動向を知りたいとおっしゃっていますので、そういうことで検討したけれども、今のところこうだというようなことを言っていただければと思います。

あと、先ほど文書ではとおっしゃいましたが、何回もお願いいたします。簡単でいいですので、今こういう状態です、やりました、まだほかの難問があつて手をつけておりませんというようなことを言っていただければ、私もそのようにお伝えしますが、課長、どうで

しょうか。――町長、すみません。

○西原好文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

今、何点か御指摘をいただきましたけれども、それこそ毎月の議員例会の中で、もちろん何月議会の何という項目で、誰々議員が御質問いただいた件ですがということではありませんけれども、先ほど御指摘いただいたものの中でいけば、例えば、町全体の排水計画であるとか、ゲートの電動化は既に一部実施をしておりますけれども、そうした我々として、言ってみれば、例えば、どこかの電球が壊れているというようなことを何か月もかかって、そういうのも実は我々がきちんと把握できていないものがあるものですから、そういうのはきちんと返さんばいかんというふうに言ったわけです。

御質問いただいたうちの幾つかは、いわゆる我々のこれからの当面の課題とかテーマというようなことについて御質問をいただいたものについては、その向かうべき方向性とか、これからやるべきことということを多分答弁の中で共有をさせていただいて、その上で、それこそ議員例会であるとか、事前落水もそうなんですけどね、排水計画も。それとか、臨鉦ポンプについても、まさに今回そうした大雨を経験することで、やはりこれをもう一歩進めんばいかんというような話になっているとか、例えば、道路の穴が空いている、もしくはどこどこが土砂が崩れている、もしくはあそこのガードレールが外れているというようなことは、当然この件についてはこうですということなんですけれども、今御指摘いただいた事項というのは、もう少し大きなテーマというんですかね、そのテーマは答弁の中でも恐らく共有をさせていただいていますし、それに基づいて我々もずっと、例えば、暗渠排水の流末というか、末端の対応については何度となく、これは石倉県議にも入ってもらっていますけれども、農林事務所にも立ち会っていただいて、実は今、対応のほうを、どういうやり方があるのかというようなことをやっております。

ですから、即応できるものばかりではなくて、やはりテーマというものについては、我々も引き続き継続的にやっているものですから、それについては議員例会等でも順次、かつがつというんですかね、御報告を申し上げているとおりであります。それについても、あの何月議会で御質問いただいたテーマについてのことですけどとまでは我々もさすがに言いませんものから、逆に、そこはやはり議員の皆様方とこうやって議会のやり取りの中で共有

をさせていただいているテーマとか課題とかいうものについては、それぞれでもまた御確認といましようかね、というのをやっぱりしていただきたいなというふうに思います。

それと、文書の話ですけど、地元区から要望をいただいたりするの、すぐできないということも書いていいから、文書ですぐ返そうということをしています。そうしないと、かつてもあったんですよ。こうやって、あれはどがんったかと言われて、何もしていないじゃないかと言われて、実はよく聞いてみると、やっていたんですけど、文書になっていないんですよ。いや、あのときちゃんと答えましたけどと今度逆に言っても、我々も何月何日こうやってお返ししているとおりに言えない。せつかくやっていることすら言えないということもあるものですから、そういう特に文書で頂いたものについては文書でお答えをすると。必ずしも御希望どおりやれることではないけれども、文書については少しお時間いただきますということでもいいから、文書で出そうということは今させていただいております。

ですから、中にはやっぱり幾つか、事の性格によってちょっと取扱いが違いますよね。ですから、例えば、排水対策についてみたいなことも、何月何日の何とかで、この件のテーマの件ですけどとはやっぱり書きませんけれども、それはやはり皆さん方と共通の認識の下に、共通の課題としてやっているということで御理解をいただくしかないかなというふうに思います。ですから、先ほど御指摘いただいたものには、実際そうやって現在進行中、そしてまた、その進行状況は、議員例会をはじめ、様々な場面で共有をさせていただいているというふうに御理解をいただければと思います。

以上でございます。

○西原好文議長

三苦君。

○三苦紀美子議員

本当にありがとうございました。今、課長や町長が言っていたことは、町民の方もテレビ等で見られると思います。私もできる限り、文書として出すのはちょっと苦手なんですけど、私も努力して、行政さん、こうでしたということの橋渡し役に、いい人間になりたいなと、今、町長の話聞いて、そう思いました。

全部をしなさいとか、しないから駄目だとかじゃないんですよ。町民の方は、やっぱり声を届けた以上、それがどうだったかというのを届けた人に聞きたいわけです。でも、届けた者も分からないんだったら、分かりませんと言ったら、全く仕事をしていない議員と見ら

れてしまいますので、仕事は皆さんと一緒に頑張っているわけですので、そのところで私たちの立場も少し考えていただいて、行政として、面倒くさいとは思いますが、少しこういうことだよということを御返答いただければ大変助かるなと思っております。

とにかく白木の向こうの孔園のことを言ったときには、届けた人には笑われてしまいました。前からしよったなら言わんでよかったねというような感じでした。だから、そんなことでもありますので、やっぱりそういうことについては、お互いの足を引っ張りとかじゃないんです。お互いで上っていくほうの行政をしないといけないと思いますので、嫌事を言うかもしれないませんが、今度ともよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、3問目に行っていていいですか。

○西原好文議長

はい。次、行ってください。三苦君。

○三苦紀美子議員

じゃ、3問続けて行かせていただきます。

問3、町民の声なぜ届かないのかということで出させていただきました。

新宿交差点歩道橋下の道路沿いのガードレールの土台の下が崩れていることを心配して、町民の方が行政に3回声を届けられたそうです。にもかかわらず、まだ放置されていますので、見に来てくださいということで、見に行ってみりました。ガードレールの土台はコンクリートですので、しっかりしているんですが、その下のほうが石を組んだりとかで、あそこは大雨が降ると多分流れて、そういうものでのことだと思うんですが、土台が崩れると、ガードレールの脚がしっかりしていても崩れる可能性があるんで、絶対にこれは尋ねてくださいということでしたので、今回出させていただきました。

その3回声をかけたときに、何といってもすぐ見に来てくださったのは行政マンでした。それは、私たちの声をこんなにすぐ聞いてくださるのかと、その方も喜んでおられました。最後は昨年末頃見えて、補正ですぐ直しますという言葉をお土産を言われていると思って、それっきり全く対応がいまだできていないとの声でございました。どんな事情か分からないが、できるかできないかというのは説明すべきではないかと私に訴えられました。先ほどから言っておりますように、検討しましたが、もう少しかかりますとか、そういう町民の方は全て頼って言っているわけですので、それをぜひ言ってほしいなと思っております。

大雨のたびに土台のところまで満水になり、流れが速く、土台の下を洗い流す状態が度重

なると思うと、これからはとても心配ですとおっしゃいました。さらに、子供たちは歩道橋を渡りますが、老人の方たちは歩道橋を渡らずに、下のほうの信号を利用しており、短い距離ですが——そんなに長くなかったです——心配ですと訴えられました。

町民の方が町民を思い、届けてくださった声、このことについてはどうでしょうか。前の課長かな、答弁をお願いしたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。武富基盤整備課長。

○基盤整備課長（武富 元）

三苦議員の3問目の御質問にお答えしたいと思います。

質問の場所につきましては、昨年度末、先ほど議員が言われましたけど、町民の方から連絡を受けまして、一緒に現地を確認しました。その時点で、来年度の維持工事の中で対応しますというふうに回答をしていると聞いております。

また、今回の質問を受けましたので、再度現地を確認に行ったところ、同じ町民の方とお会いしました。今年度実施するというふうにお伝えをしたところではありますが、今までできておりません。それは、先ほど言われましたように、一部水路に面しているところがありましたので、雨季明けの秋に実施しますというふうに伝えております。

なお、相談があったことについては地元区長に伝えているところであります。

以上です。

○西原好文議長

三苦君。

○三苦紀美子議員

ありがとうございました。

本当にもしも何かがあったときには、行政に言っとったよ、役場に言っとったよという言葉を聞くのが私はとても嫌なので、できればですね、こうこうこういう事情でということで、役場からも近いところですので、声を届けてくださった方にある程度の説明をしていただければ、その方たちは何もこちらのほうが悪い、悪いと言っていないで、危ないからと。何かあったときには、自分たちが知っていて言わなかったのと言われるのももっと悲しいから、お互い命を大事に、そして、けががないように、そうしたいから、環境のためにも、そして、私たちがやっぱり住んでいてよかったと思える江北町のためにも、こういう小さいと

ころまでも役場の人に来てくださって解決できたよということを自分たちも宣伝したいとおっしゃっていました。とてもありがたいことだと思います。私にできないことをその人たちがやってくれるということは本当にありがたいなと思いましたので、これから時間がかかるかもしれませんが、点数をつけて、ぜひ危険度の高いところから1つずつしていただければな、完成していただければなとは思いますが、先ほどの町長じゃないけど、いっぱいそういうのはあると思いますが、危険度の高いところを集中的に早急にやりたいというお考えはおありでしょうか。

○西原好文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

お尋ねの件の経過につきましては、先ほど基盤整備課長が答弁をいたしたとおりでありまして、申し上げていたとおり今年度実施予定でありますし、現時点で実施をしていないのは先ほど申し上げたとおりの理由であるということであります。

それで、先ほど答弁していましたように、我々もすぐ現場のほうは確認をしたということでもありますので、やはりその危険度、優先度というか、それに緊急度というものもあるんだろうと思います。当然そうしたものについては、今まさに崩れんとしているところを放置することは少なくともやっていないというふうに思いますし、先ほどの御質問で、議会での質問を待たずとも対応したことについてはというようなお話をいただきました。私は逆も思うんですね。議会の御質問をお待ちにならなくても、本当に危ないところは、まさに議員の皆様方、議会中以外でもよく役場にお越しいただいていますけど、あそこはやっぱり危なかけん早うしたがよかよというのは議会の前にでも言っていただければ、本当に危ないところは議会より先に、前にでも対応させてもらいたいと思います。

かつても、いつやったですかね、御質問で通告をいただいて——通告は2週間ぐらい前にいただくわけです。そして、答弁はその後、こうやって2週間後ぐらいになるわけです。それを通告いただいて、そして、2週間たって答弁でやりますと言ってやったら、多分いわゆるリードタイムが物すごくかかるんですね。本当に危ないのはわざわざそういうことじゃなくてでも、議会の前でも、一般質問の通告ということではなくてでも、あそこは危なかよと言っていただいたら、多分すぐ行くと思います。

かつても御質問をいただいた箇所については、どこやったですかね、通告をいただいて、

一般質問の答弁をする前に工事が終わっていたというところもありましたですね。ですから、そういうのは我々としても緊急度をしっかり見てやらせていただいているというところは御理解をいただきたいと思いますし、今思い出したのは、いつやったのですかね、ちょっとどなたの質問かは忘れたですけど、町のホームページに誤りがあったんですよ。それを一般質問の中で、江北町のホームページのあそこは間違えとつということを言われたことがありましたけど、そういうものこそ一般質問で言っていただかなくても、早く言っていただければ、我々も間違いをずっとさらさずにいいもんですから、ですから、そういうことは我々として本当に即応すべきで、すぐできること、また、緊急性の高いものは議会の質疑ということではなくて、特に——特にと言っていいのかな、議員の皆さん方からのそういう情報提供であるとかということについては、我々としては当然住民の皆さんの声を代弁していただいているわけですから、一般質問のときだけ代弁されているわけじゃないわけですよ、言うまでもなく。ですから、住民の皆さんからもしそういう情報を取っていただいたのであれば、すぐお届けいただければ、我々もできる限り緊急度に応じて対応させていただくということはずいぶん御理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○西原好文議長

三苦君。

○三苦紀美子議員

町長、ありがとうございました。

先ほどからちょこちょこ言っておりますように、本当に何かのときに、ちゃんと行政は考えていただいていますよと、私たちも皆さんのことをそう伝えたいので、細かいことを言うようですが、先ほどのように簡条書で何かですね、このことはまだ当分わかりそう、このことは今県に申請中だとか、そういうことでぜひ回答をお願いできればと思います。

町長は、月の例会でも説明しますと言われました。私たち議員は月に一度例会で集まっておりますので、ぜひそういうときにでも情報を流していただければ、私たちも働く喜びが出てくるし、また、町民の皆さんのために安全で住みやすい我が町をつくる努力をしている10人であるということも皆さんに知っていただきたいと思いますので、忙しいこととは思いますが、ぜひぜひ町民の方の声をお聞きいただきまして、少しずつ改良していただければと願って、これで終わらせていただきたいと思います。御協力ありがとうございました。

○西原好文議長

6番三苦紀美子君の一般質問をこれで終わります。

しばらく休憩いたします。再開14時25分。

午後2時13分 休憩

午後2時25分 再開

○西原好文議長

再開いたします。

7番池田和幸君の発言を許可いたします。御登壇願います。

○池田和幸議員

皆さんこんにちは。7番池田和幸です。先ほどの前の議員からもお話がありましたけれども、一言私からも言わせていただきたいと思います。

8月11日から19日で累計雨量の987ミリに達した豪雨災害、各地に被害をもたらしました。8月21日に鳴江河畔公園駐車場で行われた災害廃棄物収集に私も参加をさせていただきました。2年前の災害と違い、町職員だけでなく消防団の方々に参加、協力をいただき、スムーズな処理ができたと思います。暑い中の作業でしたが、担当課、消防団の方々に深くお礼を申し上げておきます。

それでは、2つ質問を出しておりますので、まず1点目、豪雨災害に対する検証とこれからの対策について。

8月18日の新聞記事によると、佐賀地方気象台の発表では、降り始めから17日午後6時までの総雨量は、嬉野1,170.5ミリ、鳥栖1,012.5ミリ、大町1,007.5ミリで、平年の年降水量に対して嬉野は50.4%の雨量を観測したと報道されている。県によると、武雄市の被害を除いた浸水被害については、杵島郡の大町町や白石町などで床上浸水172件、床下浸水567件と報告されている。佐賀県を襲った記録的な大雨は、14日未明の大雨特別警報の発表から21日までで武雄市や大町町などでは甚大な浸水被害が広範囲に発生していて、のり面や護岸の崩壊など全20市町の550か所以上で確認がされている。また、20日の県の報告では、確認された床上浸水は226件、床下浸水は1,075件であり、武雄市の被害はこの集計にはまだ反映されていなく、市は床上・床下浸水が1,650戸に上ると見られている。

最初の質問は、8月11日から18日までの大雨による状況報告は何っていましたが、8月末までの被害等の状況を再度伺いたい。1、避難情報（地区の公民館等も含めて）、2、住家

被害、3、道路等被害、4、農業被害（施設園芸は品種も）、5、災害ごみの受入れ状況、6、罹災証明書の発行、7、消石灰の配布状況、まずお願いします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。山中総務政策課長。

○総務政策課長（山中博代）

こんにちは。私のほうから、8月末現在における状況ということで、1番の避難情報と住家被害についてお答えをしたいと思っております。

まず1番、避難情報でございます。

8月11日から降り続いた雨、特に13日から14日にかけて非常に激しい雨が降り、河川においては一時、六角川、牛津川の堤防で計画高を超える氾濫危険情報が発表されました。

また、気象台からは土砂災害警戒情報、そして、最高レベルの大雨特別警報が発表される事態となりました。ただ、江北町においては、そういった警報が出される前の早い段階で避難の呼びかけを行いまして、老人福祉センターとネイブルの2か所を避難所として開設いたしました。また、地区においても地区の公民館を自主開設していただいております、合計52世帯142人の方が避難されました。中には、お盆の時期でもありましたので、たまたま江北に来られていた町外及び県外の方を受け入れていただいた地区もございます。このような臨機応変な対応のおかげで、町内での人的被害の報告はあっておりません。

続きまして、2番の住家等被害についてでございます。

今回の大雨による本町の被害につきましては、9月8日時点の数字でございますけれども、住家の床上浸水が7件、床下浸水が172件、そのほかを含めた建物の被害合計は385件となっております。

以上でございます。

○西原好文議長

武富基盤整備課長。

○基盤整備課長（武富 元）

私からは、道路等について説明させていただきたいと思えます。

まず、公共災ですけれども、これは町道になりますが、6か所、農地災が7か所、内訳でございますけど、畑が4か所と田が3か所でございます。次に、農業用施設災害が5か所、ここは主に水路でございます。それと、山林災が3か所、大きいのはゴルフ場の白木側のほ

うになります。林道ですけれども、林道は花祭線で1か所、それと土砂撤去が8か所。土砂撤去につきましては、水路に泥が入ってきたものを撤去するということになると思います。

以上です。

○西原好文議長

本村地域振興課長。

○地域振興課長（本村健一郎）

池田議員の御質問にお答えします。

今回の農業被害ということで、今回の豪雨は8月11日から9日間降り続いたことにより、河川水路を越えて圃場に雨水が流入、下小田や八町、惣領分地区を中心に長時間の浸水、冠水によって令和元年8月豪雨を上回る農作物の被害が発生しております。

まず、農作物の被害額ですが、町全体で令和元年の約2.5倍、1億1,500万円の被害が出ております。作物別では、まず一番大きかったのが大豆約4,100万円、水稻2,300万円、アスパラ2,000万円、イチゴ1,100万円、花卉1,100万円、キュウリ260万円、トマト220万円、ブドウ70万円、ナス35万円、イチジク13万円、その他の野菜、果樹等にも被害がっております。また、牛舎の浸水等もあっております、一部で飼料やわらなどへの被害がっております。また、農業機械も前回と同等以上の被害が予想されているところです。

今回の被害に対しましては、町でも応援金のほうと、国、県の補助等も間もなく明らかになりますので、一日も早い復旧に向けて支援に取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○西原好文議長

吉原町民生活課長。

○町民生活課長（吉原和彦）

池田議員の御質問にお答えします。

私のほうからは、まず、災害廃棄物の受入れ状況でございますけれども、9月7日現在、延べ519件の受付を行っております。

続きまして、罹災証明書であります。こちら9月7日現在、住宅に係る罹災証明書33件、非住宅に係る罹災届出証明書28件、合計61件でございます。

最後に、消毒液配布状況でございますけれども、こちら9月7日現在、48件の受付を行っています。

以上でございます。

○西原好文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

今回の被害状況につきましては、先ほどそれぞれの課長が答弁をしたとおりでありますけれども、1点だけ。

最後に消毒液の配布について御報告をいたしました。私ども今回の大雨についても従来どおり消毒剤として消石灰を実は配布しております、ただ、この消石灰については、言ってみればその取扱いが大変難しいといいたいまいしょうか、使い方によっては健康被害を及ぼす可能性があるというような御指摘を受けたりしました。

それで、消石灰の配布に当たっては、その取扱いについてのチラシを一緒にお配りしてスタートはしたんですけれども、ほかの市町の状況も踏まえまして、そういうことであればということで途中から消毒液のほうに切替えをしております。厚生労働省のほうも使わないということではなくて、使うに当たっての注意事項ということで書いてありましたので、その上では、もしかすると町民の方には消石灰のほうがなじみがあるのかなということもあったんですけれども、ここは安全サイドで考えるということで、途中で消毒液に切り替えて配布しているということだけ補足をさせていただきたいと思えます。

以上でございます。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

ありがとうございます。議員のほうにはその前の直近のデータはいただいていたけれども、今日はこうやってテレビ等でも放映されると思いますので、町民の方に知っていただきたいこともありまして私もあえて質問させていただきました。先ほど消石灰が消毒液に替わったのを私も知らなかったんですけど、ほかの町と比べても消石灰の配布もうちは早いほうで、対応が早いと言われております。その辺はやはり2年前のこともありましたし、その辺の備えがあったかなと思っております。

それで、再質問させていただきます。

県の報告では27日現在、農作物は9,249ヘクタールで被害が確認され、このうち大豆は15

市町で586ヘクタールが冠水や浸水、水稻も15市町で3,254ヘクタールが冠水しています。それから、アスパラガスは12市町で51ヘクタールが被災していると聞いています。

町でも収穫等でかなりの被害があると思いますが、対策は取ってありますか。また、アスパラガスは今年よくても来年出荷できるかが心配されているようですが、補償等の考えを伺いたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。本村地域振興課長。

○地域振興課長（本村健一郎）

池田議員の再質問にお答えします。

被害の対策ということで、まず、今9月議会に予算案を提出しております応援金で農業被害のほうも支援をするように計画をしているところです。また、アスパラガスにつきましては、御指摘のとおり、多湿な環境で病気になりやすいということで、土中のカビ菌が原因で茎枯病等が発生しやすいということで、これについては土壌改良とか農薬の消毒などが必要になってくると思います。こういったものを、国、県の事業メニューが恐らく前回同様発動されると思いますので、そういったところで支援をできればと考えております。

以上です。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

ありがとうございます。ぜひ支援のほうはよろしくお願ひしたいと思います。

再質問の2つ目ですけれども、武雄市では商工関係の被害がこれまでになく報告されていますけれども、我が町の状況はどうでしょうか、お願いします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。本村地域振興課長。

○地域振興課長（本村健一郎）

池田議員の再質問にお答えします。

商工関係の被害につきましては、商工会の報告によりますと、床上浸水被害が4件、床下浸水被害が9件、雨漏りが2件ということで報告を受けております。これにつきましても今回の応援金のほうで支援ができるのではないかと考えております。

以上です。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

分かりました。今回上程されています議案については最後でまた公表されていますので、私からも質問させていただきたいと思います。

それでは、続けます。

2つ目の質問、災害対策基本法などの改正により、災害時に市町村長が発令する避難勧告が廃止され、避難指示に一本化された。分かりにくいと指摘されていた避難情報をシンプルにし、逃げ遅れによる被災を防ぐためですが、今回の発令は町民の方に浸透できたと思いますか。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。山中総務政策課長。

○総務政策課長（山中博代）

池田議員の御質問にお答えいたします。

今回の発令は町民の方に浸透できたと思いますかということでございますけれども、まず、避難情報について御説明したいと思います。

避難情報については、これまで避難勧告と避難指示の両方が警戒レベル4に位置づけられておりましたけれども、住民に分かりにくいということから、レベル3を高齢者等避難に見直し、レベル4を避難指示に一本化、レベル5を緊急安全確保として、令和3年5月20日に避難情報が変更されております。

それで、御質問に対する回答になりますけれども、8月11日から17日の7日間で、気象情報や避難情報の発令など33種類の情報をMCA無線、あんあんメール、ホームページ、情報発信アプリ等のあらゆる手段を用いて、おおむね150回、情報発信を行っております。

その中でも、避難情報についてはタイミングを逃すことなく発令しており、特に、山間部においては土砂災害の発生が危惧されることから、明るいうちに避難所への早めの避難を呼びかけております。

今回は夜遅くに大雨特別警報が発表されるまでの状況となりまして、レベル5の緊急安全確保を発令し、山間部では崖や斜面と反対側へ、平野部では家の2階へ避難するなどの命を

守る行動を取るよう呼びかけております。しかしながら、建物周辺が浸水していく状況となってから避難したいという通報がありまして、広域消防や消防団に出動依頼をした事案もありましたので、自力で避難できなくなってからでは遅いということを町民の皆さんに御理解いただく必要はあると思っております。

今後は、情報を受け取る側の意識も大切であると思っておりますので、災害時に取っていただきたい避難行動について、御理解いただけるよう広報等で周知を図りたいと考えております。

以上でございます。

○西原好文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

今回、避難情報の見直しについてどうかという御質問だったと思います。

先ほど総務政策課長が申し上げたとおりではありますけれども、今回の改正はそもそも分かりにくいということで改正をされたんですが、もしかすると慣れもあるかもしれませんが、いざ発令の決断といいたいまいしょうか、判断をする側からいきますと、使いにくいという言い方が適切かどうか分かりませんが、先ほどあったように、レベル3、4、5とありますけれども、レベルが既に災害が発生している状況なものですから、その前の段階ということでいきますと、今までは高齢者等避難開始、それと避難勧告、避難指示と、言ってみればカードを3枚切れていたんですね。ところが、今回は高齢者等避難か避難指示ということなものですから、信号でいくと青と赤しか——本当は青じゃないんですけど、黄色がなくて、いきなりレベルがぐっと上がるという感じがありまして、今回も特に夜にそうした状況が見込まれるということで、やはり早い段階から1番——5を除けばですね——という発令を本当にしたものかどうかというのは本当に悩みました。ただ、最終的にはやはり安全サイドで考えた場合には、空振りであったり、いろいろ苦情をいただくかもしれませんが、何でこんなときに言うのかと言われるほうが、何であのとき言ってくれなかったのかと言われるよりはもちろんいいわけありますから、そういう意味では早めの発令ということになりました。

ですから、3段階が2段階になりましたので、しかも、早い段階で出すということなので、まだ気象状況だけ見ると、何でこんな厳しい発令をせんといかんのかみたいな状況の中で、その厳しい発令をせんばいかんということがあるんだらうというふうに思います。ですから、

そこはやはり我々の伝え方というかな、そこももし工夫ができるのであれば工夫をしないといけないというふうに思います。

今回もいよいよ浸水になって、避難したいという電話がかかってきました。やはり正直に言うと、もっと避難ができるときに避難をしていただければよかったんですけども、そこはやはりこうしたことを通じて、恐らく今回の中でも、ああ、こういうことなら町から高齢者等避難が出るときには避難せんばよねとか、少なくとも避難指示が出れば避難したがよかよねとか、高齢者等避難が出れば次は避難指示だから、まさに避難準備を始めんばいかんよねと、やはりこれは町全体でもその学びというんですか、そういうことにつなげていかんばいかんというふうに思います。

ちょっとやはり2枚しかというんですかね、カードが切れないその2枚目と1枚目の境目というか、タイミングというんですかね、今回は初めてでもあったものですから、少し難しかったなという感じはいたしておりますが、制度が変わりましたものですから、それをうまく使っていくというふうにしていきたいと思います。

以上でございます。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

指示は今回、音量も私はよく聞こえていたと思います。ただ、ある方から、今回は町長の声が少なかったねということも聞きました。ただ、そこまで詰めておられるというのは十分町民の方も分かってあるみたいでしたので、やはり早めの避難が大切だなと思いました。

そこで、再質問します。

今回の避難は、コロナ禍での感染拡大防止対策を踏まえての避難誘導が行われたと思いますが、どのような対応をされたのか、伺いたいと思います。

もう一点、私も午前2時頃に見に行ったときは一番ひどかったです。4時から5時、大分引いてはいたんですけども、7時頃ですかね、避難所に行こうとしたら、避難所に行くまでに冠水していました。すぐ役場のほうに連絡を取ったんですけど、今回ちょっと思ったんですけど、通行止めのコーンが不足していると聞きました。町道朝鍋宿～石原線のところでですけども、完全に冠水して、それは10時過ぎやったんですけども、車が1台止まっています、その車がいたおかげで入ってくる車がいなかったわけですよ。もしその車がなかつ

たら、やっぱり通行止めの看板がないもので、何台か入っていたかなというぐらい、膝上ぐらいまでつかっていました。

だから、そういう意味で、今回、通行止めのコーンと言いましたけど、できればその辺の対応をこれからお願いしたいと思います。

以上、2点お願いします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。山中総務政策課長。

○総務政策課長（山中博代）

池田議員の再質問にお答えいたします。

コロナ禍での避難ということでございます。今回もコロナ感染防止対策を取りながらということでございますけれども、避難所においては入り口の受付をする際に基本的な感染防止対策、マスクの着用、検温、消毒といったことを避難された方をお願いしまして、そして、避難所においてはパーティション、一区画一区画区切ってあるパーティションになります。そちらのほうを設置しまして避難をいただいております。

以上でございます。

○西原好文議長

2点目は。看板、三角コーンは。武富基盤整備課長。

○基盤整備課長（武富 元）

再質問の中の通行止めのコーン設置でありますけれども、今現在、町で建友会と災害の協定を結んでいるところでございます。実際、当日になりますと建友会のほうにコーンの設置もお願いしていますし、職員もコーンを積んだ車で回って設置をしているところでありますけれども、何しろ台数が二、三台で回っているものですから、随時、水がたまったところに設置しているという状況であります。

以上です。

○西原好文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

今回、特に雨が長期に及んだものですから、やはりだんだん通行できないところが増えていくということで、おっしゃるように資材の不足ということを感じました。コーンだけでは

なくて、例えば、この先、冠水とか、もちろん使わないほうがいいんですけど、やはりこれからは想定されるものですから、そういう必要な資材については今回もう一回洗い出しをして、必要なものについては購入をしたいと思えますし、せっかく建友会も協力体制を取っていただいているものですから、例えば、分散してそれぞれ通常保管をしていただくとか、それをやらないといけないなというふうに思います。

それと、先ほど今回は声が少なかったということですが、これも実はよしあしありまして、平成30年だったですかね、本当に思い余ってというか、ここで逃げてもらわんと、これ以上我々は言えないという状況だったものですから、思い余って避難の呼びかけを3年前やったですかね、させていただきました。その後、こんなして聞いたものだから、それはやっぱり逃げんばらんやろうと思って逃げたという方もいらっしゃったものですから、あれはあれでよかったなというふうには思うんですけど、一方で、まだ町長が放送しよらんけんが逃げじよかろうという人もおんさっわけですよ。それは違うということを言いました。

ですから、今回は何で放送したかという、コロナの感染が大変広がっていたものですから、恐らくコロナの感染、さっき申し上げたように、対策は取っていましたけれども、場合によっては感染を恐れて避難をちゅうちょされていた方がいらっしゃるんじゃないかなと。実はかなりの時間までずっとゼロだったんですよ。だから、それは違うよなということがあったものですから、その点を強調したくて今回は放送をさせていただきました。

何回でんおらんでと言われることもありますし、先ほどのように今回は少し数が少なかったということなんですけど、ざっくり言えば、私が放送しているということは大分手後れになっていると。さっきでいえばレベル5みたいな状況なんだというふうに御理解をいただいたほうがいいかなと。もちろん必要があればその前でも言いますけどね。ということは、まだその放送がある前に、今のうちに逃げておかんばよねというふうに思っていたかかないと、町長が言い出してから逃げればいいとは思われないようにせんといかんというふうには思っております。

以上でございます。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

町長が言われたとおりのことを町民の方も守っていただきたいと思いながら、次に行きま

す。

3つ目の質問、昨年、冠水被害軽減対策の協議が図られましたが、氾濫抑制への取組としての事前落水や治水対策、各水路ごとの排水調整はどのように講じられたのか、お願いします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。山中総務政策課長。

○総務政策課長（山中博代）

池田議員の御質問にお答えいたします。

各水路ごとの事前落水や治水対策、排水調整をどのように講じられたかということでございます。

町では治水対策として、幹線水路等の事前落水の取組を行っております。まとまった降雨、気象台の情報で警報が出そうなくらいの雨が降ると見込まれる場合は、佐賀地方気象台の気象情報及び満潮、干潮の状況を確認しまして、古川や1号、2号などの幹線水路の水管理者の代表者の方に対して、事前に水位を下げてくださいようお願いをしております。また、その後の降雨の状況によりまして、水位が上昇している場合には、各水路の現場を確認した上で、状況により再度落水の要請を行います。

今回は8月11日と12日の2回、基幹系のゲート管理者の方へ事前落水をお願いしておるところでございます。

以上でございます。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

今回は達成できたんじゃないかなと私は今のことを聞いていて思ったんですけども、この件についてはまたこれからもあると思いますので、ちょっと次に行きます。

最後の4つ目の質問です。

佐賀市で開かれた大雨をテーマにした治水対策の討論会では、今回の大雨で再び大規模な浸水被害に見舞われた武雄市と大町町の六角川水系は、平野部の水がはけない内水氾濫が起きており、新たな軽減策として、川の蛇行部に洪水調整池の設置が提言されました。我が町でも内水氾濫が起きるかも分かりません。新たな軽減策が必要になると思いますが、考えを

お聞きしたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。武富基盤整備課長。

○基盤整備課長（武富 元）

池田議員の質問にお答えしたいと思います。

今回の大雨について、我が町においても既に内水氾濫が発生していると考えております。

その要因について地区別に申しますと、下小田地区については、特に大西でありますけれども、県河川の高良川の氾濫に加えまして、大町町の下瀉排水機場が浸水により稼働しなかったため、浸水被害が拡大したと見られます。（111ページで副町長が訂正）また、惣領分地区については羽佐間水路用水や小城市管理の満神排水機場が国の要請により一時停止したことなど、上流部から大量に雨水が流れ込んだことが内水氾濫を起こした要因と考えられます。

さらに、町全体に言えることですが、長雨により外水位が常時上昇しているため自然排水ができず、既存の排水ポンプ能力では今回の豪雨に追いつかなかったことなどが挙げられます。このことから、町内の浸水対策もさることながら、町外の河川や用水路等により内水氾濫を起こしているものについては、近隣市町や国、県と状況を共有し、必要な対策を講じることが必要と考えています。

新たな冠水被害軽減対策については、ため池の回復可能降雨量に応じた事前落水や、排水樋管を活用した自然排水の効果的な運用、排水ポンプ能力の再検討、排水機場の耐水化などが考えられます。

以上です。

○西原好文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

先ほど池田議員が御紹介いただいたのは、佐賀市の水ものがたり館であった意見交換会ですよね。私もぜひ行きたいというふうには思っていて注目をしていたんです。コロナの対応か何かだったか、残念ながら行けなかったもんですから、その後は佐賀新聞に記事が載りましたものですから、それを拝見したところであります。

それで、先ほど池田議員からは事前落水についても今回うまくいったんじゃないかという

ことでありましたが、まだまだ途上だというふうには思っています。昨年よりはさらに進められたのではないかとはいえますけれども、やはりまだまだ仕組みとして落とし込めていないというふうに思っています。今年度の防災会議で町全体の排水の系統図というところまでは行きましたけれども、言ってみれば、まだまだお願い、協力レベル、もしくは自主的な落水レベルで終わっているんじゃないかなというふうに思いますし、今回、隣の町のため池の崩壊といいたいまいしょうか、ということを考えれば、やはりため池も含めたということになると思いますし、それは今年度、県の予算を活用させていただいて流域治水等の事業については取り組むようにしていますけれども、まだまだ仕組みというところにはなっていないし、恐らく場合によっては、先ほど少し出ましたけど、補償みたいなことも制度的には考えないと、なかなかしていただけないかなというふうに思います。

あとは、先ほど基盤整備課長が少し答えましたけれども、これから今回の浸水の分析をもう少しせんばいかんというふうに思っております。さっき八町のことは言いませんでしたけど、下小田、八町、惣領分、それぞれやはり要因、もしくはその関連があるよねと。特に、お隣の大町町にあります高良川については、言ってみれば高良川が氾濫といいたいまいしょうか、外水が内水化して江北町の中で浸水をもたらしているということでありましたし、先日は惣領分地区からも要望にお越しいただきました。これも牛津川関係といいたいまいしょうか、言ってみれば内水化したもの、あとは、実は羽佐間水路の現状もきちんと確認せんばいかんよねと。もともと用水路なわけですよ。じゃ、この大雨のときにどんな動きが上であっているのかというようなことも今回きちんと確認をせんばいかんねということを役場内でも話しておりましたし、八町についても当然、下小田に来た水はそのまま八町にも行くわけですし、八町特有の事由もあるだろうということで、全体で浸水ということよりも、小さな町ですけれども、地区ごとの要因ということをきちんと見つけて、そこに対策を打っていくということが大事だろうというふうに思っております。今ちょうどそういうことの検証を始めたところなものですから、また随時、議会にもそこは御報告を、それこそ先ほどの御質問じゃないですけど、させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

最後の再質問で高良川のことを聞こうと思っていたんですけども、1つ言わせていただきたいと思います。

六角川の河川改修の経緯の中でもそういう話がありまして、内水対策として排水ポンプ等の整備を国直轄事業や県事業等で実施をされています。そういう面で、我が町でもしゅんせつや護岸整備等は実施されていると思いますが、今回の豪雨は下小田地区においては大町町の高良川からの水も大きな要因になっていると聞きます。先ほど国、県が連携しと言いましたが、大町町との連携で対策等の取組が必要になってくると思いますけど、いかがでしょうか。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。山中副町長。

○副町長（山中秀夫）

私のほうからお答えいたします。

高良川につきましては、私も昨日の帰り、高良川のことを言われるかなと思って見に行きました。そしたら、樋管がずっとあるんですね。それで、大西排水機樋管があって、それから町境になります。昔は二線堤塘があって、リヤカーが行くぐらいの道があって、高さが1メートルから1メートル50センチぐらいのものがあつたというようなことですがけれども、鉾害復旧関係でそこが取られてしまって、昔みたいに雨が少なかったらいいんでしょうけれども、近頃は特に多く雨が降るということで高良川の氾濫ということになっていると思います。

そういう中で、排水樋管を見たときに、大町境から向こうには、前回も言ったと思いますけれども、畑ヶ田の排水樋管があります。そして、次に洞湖排水樋管があります。そして、八ツ江と書いてあるですけども、ここは排水樋門となっていますが、ここが高良川です。高良川の下のところはやっぱり——前回のときは高良川の左岸側の下から十五、六メートルぐらいがこっちの江北側に水が流れるようになっていました。それを県のほうでかさ上げをしてもらって、左岸側と右岸側については10センチほどですけども、少し低いということであつたんですが、今回、現場を見てみましたら、そこから物すごく水が流れているんですね。それで、私もどのぐらいの水が流れているのかなと思ったら、高良川に堤塘がありますけれども、上のほうが10メートルぐらいあって、下のほうが6メートルぐらいあるんですね。高さが2メートル50センチぐらい私の目では見えるんですけども、そこを越してからこっちのほうに来るんですが、その断面を見たときに、1秒間に1メートルの水が流れたとすれ

ば、断面からしても10立米から20立米ぐらいはこっちのほうに流れてきているんじゃないかなと思っています。

それで、下小田の排水ポンプは1秒間に3トンなんです。今回は長雨というふうなことで、ポンプも長時間というですか、六角川が冠水になったときも水が流れなかったということで、一日中回されております。そこは鉄道がありますけれども、高良川から流れている水は鉄道で全部落ちます。そして、その水が、私の裏のところと大隈電気屋さんの前のところですけども、水路から流れなかった分がガードのところから越してくるわけですね。その分が、大体鉄道であふれた分が、お寺の近くの一番深いところで1メートル近くあったということを知っています。ですから、鉄道であふれた分がガードからこっちのほうに流れてきますけれども、先ほどから言いますように、何で樋門が3つもある向こうから水がこっちのほうに流れてきているかということで、これについては県の方とも協議をせないかんですけれども、大西の方は非常に歯がゆい思いをしています。

そういうふうなことから、県とも、また大町町とも協議をしながら、この辺のことについてどうかせんばいかんと。要するに、私たちはあそこに昔みたいに二線堤防があったように、少し高くなれば来ないんですけれども、よそからの水が江北町に来て、江北町の人被害に遭うということは非常に面白くない、歯がゆい思いをしています。私がいつか話を聞いたときに、高良川の右岸側には家がいっぱいありますよと、しかし、左岸側には家がないじゃないですかということをお話されていたということを知りました。それは大町町側にはないでしょうけれども、その先には大西地区の住家がありますので、何回もつかったということがありました。昨日、私たちの仲間に聞きましたところ、米がつかったからということで、タンクの上に乗せておいたら、タンクもひっくり返って米がつかったとか、いろんな被害があつて非常に憤慨しておりました。

そういうようなこともあつて、ここについては私が思うに、高良川から先には下湯ポンプがありますけれども、二股排水樋管ですけども、そこはずっと1か所じゃないんですね。江北町側にばかり、近くに樋管があつて、大町町のほうには樋管が少ないんだと思うんですよ。ですから、水は下のほうに流れるような道筋といいますか、その形になっているのかなという気がいたします。

そういうようなことで、私も自分の家にまず来るものですから、何か自分のことは言いにくいなということであまり言っていないんですけども、ここ何年も続くと、やっぱりそ

ここにじっとしておられないということで、地区の人と声を上げて、町と協力し、県にもお願いし、大町町とも協議をしていくということで、今後はぜひ議員の皆様にも御協力いただいて、ここについての解決策を探っていきたいと思っているところでございます。

以上です。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

ちょっと時間が迫ってきましたので、もう一つ言おうと思っていたんですけども、今回、私はボランティアで大町に行きました。2メートル以上のところも作業してきたんですけども、今、副町長からも言われたとおり、下小田も1メートル以上あったということで、本当に水の危険、こんなに自然災害が大きいのかなというのを肌で感じてきましたので、その辺の話はまた次回したいと思います。

2問目に行きます。

2問目、これからの新型コロナウイルス感染対策。

新型コロナウイルス感染は、デルタ株による全国的な感染急拡大と医療体制逼迫への危機感から、緊急事態宣言、またはまん延防止等重点措置を全国に拡大すると同時に、時限的な措置としてロックダウン（都市封鎖）の検討も考えられている。

佐賀県の新型コロナウイルス感染者は8月24日現在で4,557人、病床使用率は61.6%、軽症、無症状者が療養するホテルの使用率は54.3%。重症者は2人で、中等症患者は151人、自宅療養者は454人と報告されている。

我が町においては、8月19日から毎日感染が発生し、24日現在では累計29人の感染者が確認されています。

質問の1つ目、現在の新型コロナウイルス感染拡大防止対策を伺いたい。

質問の2つ目、県の発表では年代別で10代が最も多く感染していて、これまでに感染が判明している人と関連がない新規の方の感染も増えているが、10代への感染防止についての考えをお聞きしたい。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。山中総務政策課長。

○総務政策課長（山中博代）

池田議員の御質問にお答えいたします。

現在の新型コロナウイルス感染拡大防止対策をとということでございます。

新型コロナウイルス感染症については、令和2年8月2日に町内で初めて感染者が確認されてから1年以上が経過しておりますけれども、現在、第5波の中にありまして、いまだ終息は見えない状況でございます。

そのような中でも、佐賀県の対策本部会議で決定された方針に準じ、町独自でも必要に応じて対策本部会議、庁内情報連絡会議を開催し、その都度、町の方針を適切に決定し実行してまいりました。

町民の皆さんへのお願いについては、その時々に応じてお伝えすべき情報を考え、これまで32種類の呼びかけをMC A無線の定時放送や緊急放送をはじめ、ホームページ、フェイスブック、情報発信アプリ等で情報を発信しているところでございます。

また、現在、佐賀県にまん延防止等重点措置が発令されておりますけれども、旧唐津市のほうが対象地域となっております、町内の社会体育施設及びパノラマ孔園キャンプ場の貸出しを中止しております。学校においては、部活動及び社会体育団体の活動は停止しております。

庁舎内の対策といたしましては、各課窓口に設置している飛沫の飛散防止用パーティションの設置をはじめ、これまでも基本的な感染防止対策に努めておりまして、現在は庁舎出入口を1か所に制限しており、案内員1名を配置して対策を強化しているところでございます。

職員の服務においても、県外への往来、県外での会食は自粛、時間外勤務については原則20時までとして体調管理に努めております。

また、町内における最近の感染状況を見ますと、累計40名の感染者のうち、半数以上となる22名が先月8月に確認されておりました、クラスターも発生しております。

そのような中、感染を広げてはいけないということから、感染者や濃厚接触者と接触の可能性がある関係者の方に早急に念のための抗原検査を実施し、囲い込みを行いまして、一定期間の外出の自粛もお願いしており、拡大は封じ込めていると考えております。

以上でございます。

○西原好文議長

坂元健康福祉課長。

○健康福祉課長（坂元弘睦）

こんにちは。池田議員の御質問にお答えしたいと思います。

10代への感染防止対策ということですが、本町のこれまでの感染状況を見ていますと、累計の感染者数で40名、そのうち半数の22名が今年8月に感染されております。それを年代別に見ますと、10歳代が9名で最も多くなっております。

その属性及び感染経路を見てみますと、今年1月に発生した12件のケースでは、子供から親へ、親から子へ、さらには友達間での感染となっております。さらに8月分では、クラスター関連で、子供から親への感染、そして、職場での感染など、身近な間柄での感染が目立ってきております。

このような身近な間柄での感染防止予防策としては、基本的な感染防止対策に加えまして、手に触れる共有部分の消毒ですとか、毎朝の体温測定・健康チェック、体調不良の家族がいる場合には家でもマスクを着用するなどが考えられますが、全国的な感染事例のケースを見ると、それでも感染されているというケースが見られます。

このような中、ワクチンの接種は重症化を予防できること、自身の感染予防だけではなく大切な人への感染も防止できることなどから判断しましても、接種可能な方がワクチンを接種していただくことも重要だと思われまます。

ただ、現在のところ国からのワクチン供給量は大変厳しい状況でありますので、今後、供給スケジュールが国から示されるたびに、早めに周知などを行って希望される方が接種できる機会を増やしていきたいというふうに考えております。

以上であります。

○西原好文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

ワクチン接種に係る若者への対策ということなんですけど、冒頭申し上げましたように、年代が高いほど接種率は高いです。それは、もしかするとといますか、当然、接種意向そのものが年代が高い人ほど高かったということはもちろんありますが、特に我が町なんかはずっと年代にごとにワクチンの接種券を発送したものですから、75歳以上の方が手元に届いたときと20歳以上の方では全然タイミングも実は違っていたんですね。そういうこともありますし、東京のほうでは若者対象の接種会場にもたくさんの申込者が押し寄せたと。つい最近までは、若者にどう打ってもらおうかということが課題だったというふうに思うんですけ

ど、実際若者がこれだけ陽性が出れば、それこそいい意味でも悪い意味でも——悪い意味でもはないですけど、いろんなSNSとか横のつながりが非常に強いものですから、多分、自分の身近な人が陽性になったというふうなことも皆さん経験されているんだろうと思います。

ですから、これからは若者にいかに打ってもらうかという若者側の理由じゃなくて、若者が打とうとしてくれているときに、我々がきちんとワクチンの接種体制を維持できるかというこのほうが私は大事だと思います。そうせんと、若者に言わせれば、そがん若者が今まで打たん打たんと言いよって、いざ打とうと思うぎんた打たれんやっかと、こんな話になると、何か世代間対立みたいなのもやっぱり違うなというふうに思うものですから、正直言いまして、もし町で直接ワクチンが購入できるんだったら購入したいというぐらい思っています。残念ながらそうできないんですけれども、だからこそ県にもしっかり強く、県からの連絡をただ口を開けて待つのではなくて、しっかりワクチンの配分をしてもらうように、県、さらには国に申入れをしていくということが大事だろうと思っています。

以上でございます。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

すみません、あと4つぐらいあったんですけど、質問の3と4と5はちょっと省略させていただきます、5に関しては今回の応援金ですので、総括審議でしっかりと聞きたいと思っています。

1つだけ、今、町長が最後に言われました最後の質問になりますけど、町では12歳以上までは全部接種券の配付はされていると思います。ただ、最近よく近くの小学校6年生と中学校3年生の保護者の方から問合せがありまして、うちの5つの医療機関に電話をして予約を取ろうとしたところ、一切取れません。予約も取れなければ、いつになるか分かりませんと言われたと。町では打ってください、打ってくださいと言っている割には、そうやって予約を申し込んだら取れないと。ある程度新聞、テレビ、町長言われたとおり、ワクチンが不足しているというのを感じてはおられますけれども、その辺はもうちょっと告知をうちの町だけでも、実はこうやってこうなんだというのをやっぱり今の30代、40代の保護者の方に親切、適切に報告をしていただきたいなと。そうしないと、やはり何か行政は言うばかりでという感じに捉えられかねないこともないので、その辺は最後をお願いしたいと思います。

○西原好文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

おっしゃるとおりだと思います。ですので、若者の皆さんが打ってくれなくてとは言えないよなというふうに思っておりましたし、答弁でそう言っていないつもりであります。議会の冒頭の所信表明でも、やはりこれからはワクチンの供給を確保した上で、しっかり打っていただく体制をできるだけ維持していくということだというふうに思います。

それで、昨年の定額給付金とかの経験の中で、いつ打てるかよく分からないということが一番不安なんですよ。だから、少し先でも、いつだったら打てるというのが分かることが住民の皆さんの安心にもつながるというふうに思います。ですから、今早急に今後のワクチン接種体制の見直しをしておりますけれども、いつだったら分かるとか、今のところいつだとか、そういうことはきちんとお伝えができるようにしたいなというふうに思っておりますし、これだけ要望が多いのにワクチンがないということであると、やはり不公平にならないような仕組みにもせんといかんというふうに思います。

ただ、次善の策としては、ほかの市町も同じ状況ではあると思いますが、もし町外にかかりつけ医がいらっしゃるような方は、ぜひかかりつけ医にも御相談をしてもらいたいと思いますし、県で実施されております集団接種の活用などもぜひ御検討いただいて、なるべく早く打てる状況にできればというふうに思っております。そうした情報も併せて御紹介をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

ありがとうございました。先ほどの方は白石町で予約が取れたそうです。やはりそういう具合で、なかなか厳しいということがありますので、それなりの告知等はよろしく願いたいと思います。

以上、終わります。

○西原好文議長

7番池田和幸君の一般質問をこれで終わります。

しばらく休憩いたします。再開15時35分。

午後 3 時25分 休憩

午後 3 時35分 再開

○西原好文議長

それでは、再開いたします。

先ほどの池田議員の質問の中の答弁で、山中副町長より修正の答弁があるそうです。山中副町長。

○副町長（山中秀夫）

それでは私のほうから、先ほど基盤整備課長が申しました大西の内水氾濫について、下潟排水機場が浸水したことによって稼働しなかったことにより被害が拡大したということを行いましたけれども、高良川は田んぼよりも高い川でありまして、向こうの川を越えてから下潟の水はこっちに来ません。私が14日の朝に行ったときには、高良川から左岸側の江北に来るほうはいっぱいつかっておりましたけれども、向こう側は何にもつかっておりませんでした。ところが、15日の朝、見に行ったときには、若干左岸側の江北側のほうは引いていましたけれども、下潟のほうはいっぱいしていました。でも、高良川は天井川ですので、あそこが堤防になっていますので、向こうの水がこっちに来るには、よっぽど向こうが高くないといけないと思いました。

それで、向こうのほうも確かに深いところは1メートル近くつかっていたと思うんですけども、高良川の堤防はもっと高いですから、それを越えては来ませんので、先ほど基盤整備課長が言いました下小田の内水氾濫は下潟排水機場から浸水したポンプが稼働しなかったことによって増えたということではありませんので、大町の方も聞いておられますので、一応修正したいと思います。よろしくお願いします。

○西原好文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

今回の大雨災害につきましては、私ども江北町よりさらに被害が多いと思われる武雄市、また大町町に対しては、私どもも何かできることがないかということで職員の派遣をしておりますし、物資の提供もさせていただいたりしております。また、消防団をはじめ、婦人会など関係団体でもそうしたお互いさまの気持ちで、我々にできることがないかということで

支援もさせていただいているところであります。ここは先ほどのワクチン接種もそうですけども、何か世代間の対立とか、地域間で対立とかいうようなことにはなっちゃいけないなというふうに思うし、だからこそ六角川も流域自治体全体として考えていくということが大事であるというふうに思います。

基盤整備課長も今のところこうじゃないだろうかということで答弁をしたわけですけども、まさに地元の山中副町長がここは少なくとも違うだろうということなものですから、そこは誤解なきようということで補足をさせていただきました。

いずれにしましても、今回の浸水の要因ということはしっかり我々も分析をして、それぞれ具体的な対策ということに上げていかないといけないというふうに思っておりますので、何とぞ御了解をよろしくお願いいたしたいと思います。

以上でございます。

○西原好文議長

池田議員よろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、9番 淵上正昭君の発言を許可いたします。御登壇願います。

○淵上正昭議員

皆さんこんにちは。今議会最後の質問者となります淵上正昭です。質問に入る前に、私のほうからも今回の大雨による被害についてお話をさせていただきたいと思います。

まず、各分野、各分野で甚大な被害を受けられました皆様方に心からお見舞いを申し上げます。

それと、私、最後になりましたので、皆さんと重複するところが多々ありますが、深刻に考えているということで御了承いただきたいと思いますが、今回の雨については一昨年の佐賀豪雨からたった2年しかたっておりません。こういうことで、今後、毎年こういうふうな災害が来るのではないか、あるいは年に数回のこういった災害が来るんじゃないかというふうな前提の下で、先ほどからお話があるように、六角川、あるいは牛津川の六角川水系の流域全体でいろいろと考える必要があるんだろうと思います。もっと言えば、流域で暮らしている関係者の皆様も一緒になって考える時期に来ているんじゃないかなというふうに思います。

それと、今回は佐賀豪雨からかなり水位が高くなった箇所、地域があります。しかしながら、各排水機場の操作員さんのおかげでここまで抑えたということで、本当に操作員さんに

は心から感謝を申し上げたいというふうに思います。

それと、私が今回は消防団についての質問でありますので、ちょっと消防団の一部分を御紹介させていただきますと、災害廃棄物の収集が8月18日から22日までの5日間、鳴江河畔公園の北側駐車場のところで行われました。ここには消防団長、副団長をはじめ、団員の皆さんが交代で作業をしていただきました。搬送された町民の皆さんに聞けば、非常にスムーズに持ってきて片づけをしていただいたというふうな声を聞きましたので、団員の皆さん方にも心から感謝を申し上げたいというふうに思います。

それでは、通告に従い、消防団員の準中型免許等取得に係る公費負担について御質問をしたいと思います。

平成29年3月12日の道路交通法改正により、普通免許で運転できる車両総重量は、改正前は5トン未満であったのが改正後は3.5トン未満となり、平成29年3月12日以降に免許を取得した方が消防団に入ると、車両総重量3.5トン以上の消防自動車は運転できず、活動も限定的になっていき、地域防災力の低下が心配をされます。

そこで、3点お伺いをいたします。

まず1点目ですが、道路交通法改正における新設された準中型免許についての御認識をお伺いいたします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。山中総務政策課長。

○総務政策課長（山中博代）

淵上議員の御質問にお答えいたします。

準中型免許についての認識をとということでございます。

平成29年3月12日に施行された道路交通法の主な改正点は、準中型運転免許の新設と高齢運転者対策の推進の2点でございます。

準中型運転免許の新設につきましては、これまでの普通免許と中型免許の中間に位置する免許として、貨物自動車による交通死亡事故の削減と、若年者の雇用の促進のために新設されたものでございます。

改正前の運転免許については、普通免許で車両総重量5トン未満まで、中型免許で車両総重量5トン以上11トン未満まで、大型免許で車両総重量11トン以上の自動車を運転することができました。今回の改正により、普通免許で車両総重量3.5トン未満まで、今回新設され

た準中型免許で車両総重量3.5トン以上7.5トン未満まで、中型免許で車両総重量7.5トン以上11トン未満まで、大型免許は変わらず車両総重量11トン以上の自動車を運転することができるというものでございます。

以上でございます。

○西原好文議長

淵上君。

○淵上正昭議員

実は平成19年6月にも法改正がなされております。というのは、普通免許で、そのときに8トン未満から5トン未満になっているということでございます。そして今回、平成29年3月の法改正によって3.5トン未満ということになっております。これは一定以上の大きな車に対して運転手の技能を求めることで、以前から問題になっておりました事故を防ぐという観点から法改正がなされたということも1点あります。ただ、消防に限って言えば、ほとんど消防ポンプ自動車そのものは3.5トン以上あるものですから、それでは平成29年3月以降に免許を取られた方が運転できないということになりますので、国としてはそういうふうにして準中型免許がまず基本的に新設をされたということになっていると思います。

それでは、質問の2点目ですけれども、消防団各部に配備されている消防車両で、車両総重量3.5トン以上の消防自動車の今現在の台数、また、平成29年3月12日以降に普通免許を取得した消防団員とオートマチック免許限定の消防団員は各部にそれぞれ何名で、何%に当たるか、お願いいたします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。山中総務政策課長。

○総務政策課長（山中博代）

淵上議員の御質問にお答えいたします。

まず、車両総重量3.5トン以上の消防自動車の現有数でございます。

消防団各部に配備されている消防車両は全部で13台でございます。そのうち、車両総重量3.5トン以上の消防車は5台となっております。

続きまして、平成29年3月12日以降に免許取得した消防団員数と割合でございます。

消防団員のうち、7部と11部にそれぞれお一人ずつおられまして、合計お二人でございます。各部の割合については、7部が4.8%、11部が5.6%でございます。

次に、オートマチック限定免許を所有する消防団員数と割合でございます。

本部、1部、4部、6部にそれぞれお一人ずつと、9部にお二人の合計6人おられます。各部の割合については、本部4.7%、1部3.1%、4部3%、6部4.2%、9部が6.1%でございます。

以上でございます。

○西原好文議長

淵上君。

○淵上正昭議員

それでは、普通免許で2名の方、それから、オートマチック限定で4名の方、総勢6名ということになります。（「2人と6人です」と呼ぶ者あり）2人と6人。そうですか、失礼しました。そしたら、もう一度よかですか。

○西原好文議長

山中総務政策課長。

○総務政策課長（山中博代）

改めまして、消防団員の団員数と割合でございます。

まず、平成29年3月12日以降に免許取得した消防団員数と割合でございます。

7部と11部にそれぞれお一人ずつで、合計お二人でございます。割合については、7部が4.8%、11部が5.6%でございます。

そして、オートマチック限定免許を所有する消防団員数と割合でございます。

本部、1部、4部、6部にそれぞれお一人ずつ、そして、9部にお二人いらっしゃいます。それで合計6名でございます。割合は本部が4.7%、1部が3.1%、4部が3%、6部が4.2%、9部が6.1%でございます。

以上でございます。

○西原好文議長

淵上君。

○淵上正昭議員

今の人数であれば、今のところ消防団活動に支障が出る状況ではないというふうに思いました。安心いたしました。しかし、今後は平成29年3月以降に免許を取得した団員が必ず増えていくことは予想されます。

参考のためにお聞きしたいと思いますけれども、団員の方の職業の内訳と、それから、町外に勤務されている方が何名おられるのか、あるいは町外に在住されている方が何名おられるのか、よろしければ御答弁をお願いしたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。山中総務政策課長。

○総務政策課長（山中博代）

淵上議員の再質問にお答えいたします。

消防団員のうち、町外に在住する団員と町外に勤務する団員ということでよろしゅうございますでしょうか。

まず、町外に在住している団員数については42人でございます。それと、町外に勤務している団員については203人でございます。

以上でございます。

○西原好文議長

淵上君。

○淵上正昭議員

確認ですけど、今私が質問したのは、よろしければ職業の内訳と、それから、団員で町外に勤務をされている方と、団員で町外に住まわれている方が分かればお願いしたいということで質問をいたしましたけれども。さっき二百何名と言われましたので、ちょっとそれはどうかと思いました。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

まず、全体で315名、消防団員がおります。職業別といいましょうか、職業構成といいましょうかね、それで申し上げますと、315名のうち、公務員が50名です。特殊法人と言われているいろんな団体ですね、団体職員という言い方がいいんですかね、が11名。そして、ちょっとこれを個別に言うのもどうかと思うんですけど、日本郵政グループに勤務されているのが3名。ですから、公務員が50名で、各種団体等ということでいきますと14名ということになりますね、先ほどのグループも含めて。それと、その他の自営業、いわゆる会社員という方が251名ということになります。

それと、315名のうち、町外にお勤めの方、これも本当にこんなにいらっしゃるんだなと思って、さっきちょっと確認をしたんですけど、315名のうち203名が町外勤務の方です。やっぱり町外が多いんですね。それと、もちろん重複もあります。町外にお住まいで町外の勤務の方もいらっしゃいますけれども、それは別々に申し上げますと、町外在住者が42名ということです。ですから、町外にお住まいですけど江北町でお勤めの方もいろいろいらっしゃると思いますが、区分だけでいきますとそういう内訳になります。

以上でございます。

○西原好文議長

渚上君。

○渚上正昭議員

これは別に条例違反でも何でもなくて、団長がそれを認めればいいということになっていますので。しかし、びっくりしました。これだけの方が町外のほうにということであればですね。

それでは、次の3点目なんですけれども、国は平成29年3月12日以降に免許を取得した新規加入団員が準中型免許等を取得する経費に対して地方公共団体が助成を行った場合に、当該助成額について特別交付税措置を講ずることとしております。既に消防団員の準中型免許等の取得に係る公費負担を行う自治体も見受けられます。昨年4月現在では二百幾らかあったと思います。そういうことですので、本町でも免許取得に要する費用等の支援が必要ではないかというふうに思いますが、公費負担制度の創設についての御所見をお伺いいたします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

この件に関しましては、言ってみれば現状と短期的な取組と中・長期的な取組ということに分けられるかなと。先ほど答弁いたしましたように、町外勤務の方が多いのは多いわけですけど、現状はまだ全体としての割合がそれでも多くないものですから、複数乗った場合に、当然運転できる方に運転していただいているというのが現状といいましようか、ということだと思います。中・長期的には、恐らくトン数そのものが3.5トン未満とか、まだ町には保有していないと思いますが、実はオートマチックの消防車もあるということでもあります。ですから、切替えのタイミングでは、やはりそうしたことの導入ということも中・長期的には

考えていかなければいけないと思います。

ただ、やはり短期的にできることとしては、交付税制度もあるものですから、そうした支援制度の導入ということがあろうかというふうに思います。全国でもまだそれほど多くはないんですけども、県内ではないということですが、近県では導入をされている自治体もあるようですから、そこはしっかり研究をして、もし実施をするのであれば、やっぱり予算的にも間に合わせんといかんものですから、あまり時間をかけないでここは研究をさせていただきたいというふうに思いますし、その上で創設ということであれば、やはり来年度の当初予算ということが一つのめどかなというふうに思います。

といいますのが、もともと持っておられる方が、例えば、オートマだけれども、そういうことでマニュアルも取りたいとか、今の準中型ですか、ですから、運転できるようにということ、その分が分かればいいんですけど、例えば、もともと免許を持っていない方が、ここまで取るのは消防車を運転するためだけれどもといったときに補助をどこまでやるのかとか、そういうことが多分少し整理をせんばいかんかなというふうに思っていますが、いずれにしても、既に先行事例があるものですから、そこをしっかりと勉強させていただいて、実施の場合に間に合わないようなことにならないようにさせていただきたいと思います。言うまでもなく、これについても議員例会等では御報告をさせていただきます。

以上でございます。

○西原好文議長

渕上君。

○渕上正昭議員

ちょっと心配したのは、今、団員になられる方、先ほど言われましたように、条例定数は315名ということで、今、実員数も315名なんですね。これから先、そういった普通免許を平成29年以降に取られた方たちが、ちょっと私は消防自動車に乗られんものやけんが団員としては辞退しますというふうなことにならないか危惧をいたしました。しかしながら、町長の答弁では、近い将来を見据えての御判断だろうというふうに思います。本当に団長、団の幹部の方たちも、そうなれば非常に安心されるんじゃないかなというふうに思いますので、前向きにまた検討をお願いしたいと思います。

先ほど町長が言われました、3.5トン未満の車両、確かに今1社あります。平成29年の次の年だったかと思いますが、そこは3.5トン未満の唯一の車両がありますけれども、

実は平成26年のときに消防団員用の装備関係について改正がなされております。というのは、なぜかといいますと、平成23年3月11日の東日本大震災の折に多数の消防団員の方が亡くなられております。それを機に、一人一人の団員の装備についての改正がなされて、そういうことをすれば、当然、積載重量そのものが増えてくるわけですね。だから、もしよければ準中型免許を取れるようなシステムのほうをぜひ考えていただきたいということで、再度ですけれども、前向きな御検討をしていただくということでございますので、よろしく願いを申し上げたいと思います。

○西原好文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

先ほど答弁いたしましたとおり、おかげさまで今のところは、それこそ消防団幹部の皆様方の御尽力もありまして定数は確保できておりますが、当然、今後は人口減に合わせてそうした確保が難しくなるということもありますし、おっしゃったように、自分は運転できないからということが入りたいけれどもという断る理由にやっぱりならんようにせんばいかんというふうに思います。ですので、先ほど御指摘いただいたことも含めて、しっかり制度としてつくっていくということが大事かなというふうに思っております。団長をはじめ、幹部の皆さん方ともしっかり意見交換をした上ではありますけれども、また、そうした先行事例もしっかり確認をさせていただいた上ではありますけれども、最終的な判断をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○西原好文議長

渚上君。

○渚上正昭議員

それではもう一点だけ、これは県にお願いすることですので、ここでどうかなと思いましたが、実は他県でもされていることがありまして、佐賀県内の中の自動車教習所と、その教習料といいますか、これを県が協定を結んでいただいて、そして、県内一律にして少し安くしていただいて、だから、これは別に市町だけの問題ではなくて、県全体にも関わることですので、その辺は機会を捉えながら、ぜひ県内の教習所と少し教習料を安くしていただくような協定を結んでいただいて、どこで受けられても同じレベルでされるように、ぜひ

機会を見つけていただいて、そういった御提言もしていただければなというふうに思います。

これで私の質問は終わります。

○西原好文議長

9 番 淵上正昭君の一般質問をこれで終わります。

以上で本日の日程、一般質問は終了したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、本日の一般質問はこれにて終了いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後 4 時 5 分 散会